

ディスクロージャー誌 2026

TOUTO



— 安心と信頼をお届けします —



陶都信用農業協同組合

Good Communication

JAとうとの プロフィール

Profile

組 合 名 称	陶都信用農業協同組合(JAとうと)	令和8年3月31日現在
本 店 所 在 地	多治見市音羽町3丁目23番地	
	※令和8年6月29日住所移転	
	新住所：多治見市音羽町3丁目25番地の1	
組 合 員 数	41,171人	
出 資 金	1,565百万円	
総 資 産	468,148百万円	
貯 金	415,743百万円	
貸 出 金	65,277百万円	
自己資本比率	22.25%	
店 舗 数	本店、支店25店舗	
	ローンセンター 1店舗	
	経済・その他事業5店舗	
職 員 数	310人	
	(常用的雇用者14人・パート職員22人は含みません)	

目 次

Index

ごあいさつ	1	7. 広報活動	7
1. 経営理念	2	8. リスク管理の状況	8
2. 経営方針	2	9. 自己資本の状況	19
3. 経営管理体制	2	10. 主な事業の内容	20
4. 事業の概況(令和7年度)	3	経営資料	29
5. 農業振興活動	4	JAとうとの概要	73
6. 地域貢献活動	6		

※当ディスクロージャー誌に記載されている金額は、単位未満を切捨てのうえ表示しております。また、比率については小数点第2位、あるいは第3位を切捨て表示しております。そのため、表中の合計が一致しない場合があります。

なお、違算及び誤字等の修正については、当組合のウェブサイトに掲載させていただきます。
(<https://www.jatouto.or.jp/>)

ごあいさつ



平素は、JAとうとの事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、わが国の情勢は、近年の国際情勢の不安定化や円安等による輸入価格上昇を要因とした物価上昇が進行し、企業や家計を直撃しています。

また、農業生産の現場では、引き続き、少子高齢化による担い手不足、気候変動による自然災害や栽培適地の変化、耕作放棄地の拡大による生産基盤の脆弱化に加え、生産資材コストの高止まりなど、様々な課題に直面しています。

国は、原材料費・物流コストの増大・食料安全保障強化に対応するために「食料システム法」を施行し、持続可能な食料供給とコストに見合った適正な価格形成を目的に基本的施策を定め、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立するとしています。

このような情勢のなか、JAとうとは、第9期（令和7～9年度）中期計画により、組合員の皆さま方との対話を基軸として、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤強化に取り組みました結果、概ね計画以上の事業実績をご報告できますことは、ひとえに組合員ならびに地域の皆さま方の温かいご支援ご協力の賜であると重ねて厚くお礼申し上げます。

また、金融機関の経営健全性を示す指標となります自己資本比率は令和8年3月31日現在22.25%と引き続き安心してご利用いただける経営内容となっております。

令和8年度は、第9期（令和7～9年度）中期計画のステップアップの年度として各施策を着実に実践し自己改革を推し進めるとともに、JAとうとが地域のくらしにとってなくてはならない存在であり続けるために、役職員一丸となり将来を見据えた事業活動に取り組む所存でございます。

ここに「2026版ディスクロージャー誌」を発行させていただきますので、ご一読いただきJAとうへのご理解をさらに深めていただき、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さま方のご健勝とご繁栄をご祈念申し上げます。

令和8年7月

代表理事組合長

古川 敏之

1 経営理念

自由競争の中で、激動する環境に対応するために経営体質の強化に努め、存立の使命である地域の発展と繁栄、並びに組合員をはじめとする地域住民の皆さまの生活、福祉の向上に貢献し、確かな存在価値を認められるJAとなることを理念とする。

- ◎そのために、地域に密着した地域のための経営戦略を積極果敢に展開し、目標意識の徹底と行動の質的充実を追求し、役職員の協同の精神に基づいた運命共同体として、“生きがい”のある組織を構築する。
- ◎そのために、「地域住民の皆さまのお役に立てる」力を培養するとともに、職員一人ひとりの能力の向上を永続的に研鑽する。

2 経営方針

1. 地域の農業と環境を守り、地域に貢献できる組合運動を展開する。
2. 地域に密着し、地域のためのJAとして住民から信頼される経営基盤を確立する。
3. 相互金融の特色を発揮しながら効率経営を展開する。
4. 地域ニーズの質的变化・多様化に対応するため、経営・資産管理・税務・法律・年金・福祉・災害・事故・営農等々の相談・サービス機能を強化する。
5. 経営行動計画の精度向上と目標意識の徹底を追求し、計画的行動と成果の検討を厳格に励行して業務の効率化を図る。
6. 能力評価に基づいた職場内教育、及び自己啓発を徹底し、組織目標に積極的に取り組む人材を育成する。

各事業基本方針



3 経営管理体制

経営執行体制

JAとうとは農業者により組織された協同組合で、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4 事業の概況(令和7年度)

業績(直近の事業年度における事業の概況)

JAとうとの令和7年度は、第9期(令和7～9年度)中期経営計画の初年度として、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」を3本柱に据え自己改革の実践に取り組みました。

信用事業では、年間を通じて各種キャンペーン等を実施し、多くの皆さまからご好評いただきました。また、利便性向上のために、JAネットバンクなどの非対面サービスの普及および利用促進に取り組みました。夏・冬の定期貯金キャンペーンでは、特別金利で対応させていただきました。貯金残高は、4,157億円のお預け入れをいただいております。

多様な資金ニーズにお応えするために、農業関連資金、住宅関連資金、マイカー・教育ローン、事業関連資金等を幅広くご提供いたしました。特に住宅ローンにおいては、柔軟な金利対応をさせていただきました。非対面のネットローンは若年層を中心に増加傾向にあります。貸出金残高は、652億円のご利用をいただいております。

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針をもとに、組合員、利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせるために、「スタイル診断シート」や「セレクトファンドマップ」などを活用して提案活動と情報提供に取り組みました。

共済事業では、組合員・利用者一人ひとりの視点に立ったあんしんチェックにより、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障で幅広い解決策を提案することで、組合員・利用者の保障充足につながる安心を届ける活動を実施しました。

令和7年度は、総件数12,062件、総額80億5,622万円の共済金(内訳 満期共済金3,615件、37億2,155万円、長期共済の生命・建物事故共済金2,493件、18億4,302万円、自動車共済を中心とした短期共済の事故共済金1,944件、4億1,810万円 年金支払共済金4,010件、20億7,354万円)をお支払させていただき、微力ながらも皆さま方のお役に立てたと確信しております。

経済事業では、「第9期中期経営計画」に基づき、地域の営農組合等中核的担い手や米を中心とする多様な担い手を対象としたにんにく栽培の推進による栽培面積の増加や、生産資材の予約注文による値引きメリットを示して生産コストの低減を図り、農業者の所得増大に取り組みました。また、定期的に担い手へ訪問し、生産拡大・品質向上に向けた相談への対応や迅速な情報提供等、出向く営農活動に努めました。販売品取扱実績1億4,581万円、購買品取扱実績5億8,926万円のご利用をいただきました。

不動産の売買・賃貸借・仲介のほか管理・運用など、不動産に関する様々なご相談に対応させていただきました。高齢者福祉対策事業におきましては、住み慣れた地で介護を必要とされる皆さま方に対し、訪問介護・居宅介護支援事業を通して、心の通う質の高い介護サービスの提供に努めました。なお、訪問介護、介護支援事業を併せて延べ3,918名のご利用をいただきました。

専門家による無料相談会を定期的に開催し、皆さま方の様々なご相談(法律・税務・資産運用・年金・不動産・福祉等)に応えさせていただき、併せて514件のご相談をいただきました。

「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」につきましては、子どもたちを対象とした米づくりや大豆栽培の体験授業、サツマイモ掘り体験などの食農教育活動のほか、交通安全運動や献血活動に取り組みました。各支店においては、休日無料相談会やお客さま感謝イベントなどを開催し、多くの方に参加していただきました。また、SNSや支店だよりを活用して、地産地消の促進や各種イベント・活動状況を地域の皆さま方に知っていただけるよう情報発信の強化に努めました。

令和8年度も皆さま方の事業運営、また豊かな生活設計のお役に立てる事業活動を展開して参ります。

対処すべき重要な課題

農業・JAを取り巻く環境の変化に対応し、以下の項目を重要課題として取り組みます。

1.次世代につなぐ持続可能な農業の実現

担い手との対話を進め、次世代の担い手経営体の確保・支援を進めるとともに、販売力の強化およびトータル生産コスト低減に取り組みます。

2.食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献

対話や活動を通じて組合員ならびに地域の皆さまとの関係強化を段階的に展開するとともに、食・農・JAへの理解醸成に向けた情報発信に取り組みます。

3.持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化

将来にわたる健全な総合事業経営を確保するため、効率化ならびに成長に向けた取り組みを実践するとともに、適切な内部統制の構築・運用に向けリスク管理委員会の運営を進めます。また、中期要員計画に基づく要員管理を行い、協同の力を発揮する人材の育成・確保に取り組みます。

5 農業振興活動

地域農業の現状を見つめ「食の安全・安心、環境保全」を基本に、農業の振興に努めています。

1 農業関係の持続的な取り組み

- 農業所得に直接影響のある主食用米の買取販売の拡大に取り組むとともに、担い手の経営面積の維持拡大を図るべく、高収量、高品質、良食味の米生産のための提案を行いました。
- 売れる米づくりを基本として管内で生産される米について食味検査を実施し、生産圃場の土壌診断を実施しました。また、検査結果から改善策を提案し、高収量、良品質、良食味を目指した取り組みを行いました。
- 生産資材等購買事業の改革を進める中、生産資材価格の引き下げと低コスト生産技術の確立・普及に取り組ましました。
- 職員向け時期別営農研修会を開催し、水稻生育ステージ別の肥料農業を中心に商品研修を行い、経済部職員の資質向上を図りました。

2 地域密着型金融への取り組み

- 農業関連資金融資の取扱い
・ 制度資金（農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、就農支援資金など）、アグリサポート資金、プロパー資金（一般資金）合わせて、約14,500万円のご利用をいただいております。

3 農業者等の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況

- 事業を営む経営者を中心とした当組合の各地区経済団体は、新時代に対応する人材の育成と、経営管理の技能を高めるために相互の研鑽と親睦を通して、事業の発展をめざし、活力ある地域社会の進展に寄与することを目的として活動しています。
- 行政等と連携し瑞浪市と多治見市の農産物等直売所の運営協力、また、新規就農者の育成と直売所出荷者の指導・育成を目的として「野菜づくり塾」に取り組んでいます。

4 食農教育に関する取り組み

当JAでは、地域の未来を担う子どもたちに対し、食を支える農業の役割、農業と生活・社会との関わり、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどについて理解を深めてもらうための「食農教育」を、関係機関や地元の農家の皆さんと協力しながら実施しています。おもに「体験すること」に主眼をおき、楽しみながら食と農について学んでもらえるよう、いろいろなプログラムで実践しています。

- 管内3市（多治見・土岐・瑞浪）の全小学校（28校）に対し、子ども向け農業雑誌「ちゃぐりん」（1,800冊）を寄贈しています。授業や読書を通じて日本の農業について触れる機会を提供しています。
- 「JAバンク食農教育応援事業」により、本年度も「食」と「農業」、「環境」と「農業」の密接なかわり、さらに「食」の安定供給のための流通や品種・産地の学習などをテーマとした小学校補助教材を、多治見市・土岐市・瑞浪市の全小学校（28校）に児童用・教員用2種類合わせて約2,500冊贈呈しました。この教材による学習を通じて、次世代を担う子どもたちが、農業生産や農産物流通の現状、食品の価格形成のしくみ、農山村や里山がはたす環境保全など、農業に対する理解を深めていくことを願っています。
- 小学生を対象に希望校に対し田植え教室・バケツ稲作り教室・稲刈り教室・まめなかな運動を実施、米づくりや大豆栽培に興味と理解を深めてもらい食農の大切さを子どもたちに伝えています。

食農教育授業



稲刈り教室



サツマイモ掘り体験教室



5 各種農業関連イベント

各地区農業祭など



6 レジャー農園(貸し農園)への取り組み

レジャー農園

遊休農地の活用とセカンドライフの楽しみを併わせもつレジャー農園事業

- 多治見市内に562アール、74ヶ所、490区画、238名の方にご利用いただいています。



7 「野菜づくり塾」への取り組み

- 当JAでは、行政や関係機関と協力し、地域農業の振興をはかるため、瑞浪市で「野菜づくり塾」を開講し、新規就農者の育成や自家消費農家から販売出荷農家への転換指導などに取り組んでいます。講座は座学と実技を行い、栽培方法や肥料農薬の使用方法などを基本から学びます。



6 地域貢献活動

JA総合事業の機能を最大限に発揮し、組合員の皆さま方、地域の皆さま方の生活の向上と地域の発展に貢献していきます。

1 文化的・社会的貢献に関する事項

主な貢献活動について

- 地震、豪雨災害支援募金活動
- 3市(多治見・土岐・瑞浪)公共事業への寄付
- 地域活動への協賛・後援(各地域文化活動等)
- 農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置
- 春・秋の交通安全運動への参加
- こども食堂への運営費支援
- 地域清掃活動
- 献血活動
- 高齢者福祉活動への取り組み(在宅介護サービスステーション)
- 法律・税務・年金・介護・不動産無料相談会の毎月開催(延べ200回以上、利用者計514名)
専門の弁護士・税理士・社会保険労務士・介護支援専門員・介護福祉士が日常生活における様々なトラブルの解決、相続税・贈与税・その他資産運用に関するご相談、年金の受取り等に関するご相談、および介護保険の利用方法や介護施設情報等、介護保険適用に関するご相談など無料で応じさせていただきます。
- 地域防犯活動への取り組み(こどもみまもり隊JA110番)など
- 管内の3市(多治見・土岐・瑞浪)に対する主な寄贈
・全小学校(28校)へ子ども向け農業雑誌「ちゃぐりん」(1,800冊)を寄贈
・公共福祉施設への精米寄贈 など
- 食農教育に関する取り組み(小学校での食農に関する授業・田植え教室・稲刈り教室・まめなかな運動・園児のイモ掘り体験など)。



交通安全運動



JAとうとは、岐阜県が行う「岐阜県安全・安心まちづくり」フレンドリー企業の認定を受けています。



清掃活動



職場体験



支店協同活動

2 利用者ネットワーク化への取り組み

- 各地区経済団体(健康診断など)
- JA年金友の会「あったかくらぶ」

各地区経済団体



■活動内容

講演会・研修会(勉強会)・地域のイベント実施(行政との協賛等)・成人病検診・各種親睦会等

土岐市地区	土岐市経済倶楽部	(会員数	235名)
多治見市地区	池田経済同友会	(会員数	50名)
	小泉経済同友会	(会員数	20名)
	市之倉昭和経済会	(会員数	30名)
	笠原昭和経済会	(会員数	29名)

「土岐市経済倶楽部」

年金友の会「あったかくらぶ」

各種年金のお受取りを当JAへご指定いただくだけで「あったかくらぶ」にご入会いただけます。

会員相互の親睦を深めていただくよう、ゴルフ大会等の活動を実施しています。

(会員数 約23,100名)



年金友の会(ゴルフ大会)

■「あったかくらぶ」会員特典

- ①ゴルフ大会の実施
- ②敬老お祝い品プレゼント
- ③健康ホットライン(健康無料電話相談)
- ④普通傷害共済へ割安な掛金でご加入いただけます。

その他の組織・協力団体

多治見市地区	小泉グリーン会	(会員数	18名)
	ひかり会	(会員数	29名)
	滝呂ひかり会	(会員数	32名)

7 広報活動

1 情報提供活動

広報誌



公式ライン

JAとうとの最新情報は公式ラインでもご覧いただけます。是非ご登録下さい。



ホームページ



2 共済事業



3 信用事業



4 経済事業



(注)キャンペーン案内・提供パンフレットは主だった一部のみ掲載しています。

8 リスク管理の状況

リスク管理の体制

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
 - (1) 組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2) 重大な法令違反その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4) 「マネー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローndリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7) 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
 - (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制規程等により職務権限を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - (3) 理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。
7. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対応を適切に講じています。

①信用リスク管理方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等を的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

また、組織面では、金融部において市場部門及び事務管理部門、企画総務部・審査部においてリスク管理部門を設置し、それぞれ相互けん制機能が働くように役割を明確化しています。

③流動性リスク管理方針

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理方針

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理方針

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うために事務手続き等を整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理方針

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

法令遵守の体制

〔法令等遵守方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合う低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

利用者保護等管理の体制

利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 組合との取引に伴い、組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、「個人番号をその内容に含む個人情報」をいい、以下同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは「個人情報によって識別される特定の個人」をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、個人情報を適切に保管・管理するとともに、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めます。さらに、従業員および委託先に対し適正な監督を行い、個人情報の外部への漏洩防止に努めます。なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、「個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報」をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 当組合は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
8. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

管理組織・体制

「個人情報保護方針」を受けて、個人情報の取扱いの基本事項を定め、個人情報の保護と適正な利用をはかることを目的とした「個人情報取扱規程」を策定しています。

「個人情報取扱規程」の中で、担当の常勤理事を統括管理者とし、各部長・各支店長・店舗長が事務管理者、部門管理者を担うことで、常にコンセンサスを得ながら法令遵守態勢を維持することにより、役職員・担当事業別の格差をなくし、規程に則した事務手続と対応ができるよう体制（態勢）の確立に努めています。

情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利益相反管理方針

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
(1)お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
(取引例)
○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
(2)当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
(取引例)
○農業法人等の買収において、当組合が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。
3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法
利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
(1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
(2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
(3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
(4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
(5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。
4. 利益相反の管理の方法
当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
(1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
(3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
(4)その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。
6. 利益相反管理体制
(1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
(2)利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
7. 利益相反管理体制の検証等
当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

各種お問合せ・苦情等への対応

個人情報情報の取扱いに関する苦情等やご相談、あるいは開示等のお求めに対する受付窓口を下記のとおり設置しています。

〒507-0037 多治見市音羽町3丁目25-1 陶都信用農業協同組合 本店 企画総務部 コンプライアンス統括課
TEL 0572-21-2000 FAX 0572-25-8011 メールアドレス jatouto@jatouto.or.jp

金融商品の勧誘方針

当JAIは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう従業員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAIは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客様の同意を前提に情報交換に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 金融担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

私たちJAとうとが目指すのは、「食」「農」「暮らし」を基軸に、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献していくこと。東濃3市の歴史や文化、そして自然に彩られたこの地域に根ざし、組合員の方々、地域利用者の方々にとって「一番身近で頼りになる」存在でありたいと願っています。

貯金、ローン、年金、資産運用など、暮らしを支える多彩な金融サービスの提供と、JAの理念である「相互扶助」の精神にもとづき、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、お一人おひとりのライフプランに適したご提案をするため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するための本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。原則6(注6、7)

1. 組合員・利用者への最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることはありません。皆さまのニーズと選びやすさを考慮して一定の商品数に絞った「JAバンクセレクトファンド」をご用意しております。商品選定にあたっては外部有識者の知見も踏まえ検討しており、定期的な各商品のモニタリングも行っております。また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定するとともに、製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2 本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)補充原則1～5本文および(注)】

※「原則」は「顧客本位の運営に関する原則」(2024年9月26日改定 金融庁)による。以下同じ

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまを取巻く様々なリスク分析や、皆さまとの対話を通じて、ご意向と実情に沿った共済仕組み・サービスを提供します。またご加入後も定期的な皆さまのご契約内容の確認等を実施し、利便性の向上を実現してまいります。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例：外貨建て共済)は提供しておりません。

【原則2 本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)補充原則1～5本文および(注)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 金融商品のご提案と情報提供

① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせるために、スタイル診断シートやセレクトファンドマップなどを活用して、皆さまにふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。

② 商品の提案にあたっては重要な情報について、簡単な用語や表現を用いITツールを活用して、投資経験の少ない場合にも分かりやすくご説明し、納得していただけるようにしてまいります。

③ 皆さまの投資判断に資するように、各種手数料に関する情報提供については目論見書や契約締結前交付書面の説明などを通じて透明性を向上させてまいります。

④ 70歳以上の皆さまには、原則として家族等の同席を求め、事前に管理者による商品の理解度を確認しながら説明します。

【原則2 本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、3、4、5)】

(2) 共済仕組みのご提案と情報提供

① 共済仕組みの提案にあたっては、公的保険制度の情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプランに応じた最適な保障・サービスを提案いたします。

② 共済仕組みの加入にあたっては、必ず皆さまの意向・加入目的を把握・確認させていただきます。また、ご加入いただく契約内容をご理解・ご納得いただけるよう、重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施いたします。

③ なお、保障の加入にあたり、共済掛金以外に負担いただく手数料等はありません。

④ 特に高齢の皆さまには、原則としてご家族等の同席を求め、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。

【原則2 本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 組合員・利用者の皆さまへの金融商品・共済仕組みの選定や情報提供にあたり、皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および(注)】

- (2) 担当者が手数料の高い商品を販売しても、人事評価に影響は与えません。よって、自らの評価のために手数料の高い商品を皆さまのご意向に反して提案することはありません。

【原則3本文および(注)】

4. 人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推奨を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7 本文および(注)】

- (2) 組合員・利用者本位の姿勢を徹底するとともに、専門知識の水準を向上させ、幅広い提案のできる人材を育成するための研修体制を充実させてまいります。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7 本文および(注)】

- (3) 取得を推奨する資格

①金融事業

- ・証券外務員資格(内部管理責任者資格、第一種証券外務員資格)
- ・銀行業務検定資格 法務3級

②共済事業

- ・共済連の主催する推進担当者認証制度
- ・共済連の主催するライフアドバイザー認証資格
- ・共済連の主催するスマイルサポーター認証資格

③金融・共済共通

- ・2級ファイナンシャル・プランニング技能士資格

【原則2 本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

5. 組合員・利用者の皆さまの利便性の向上

- (1) 電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせて頂く時間帯・場所等については、皆さまのご希望に沿うように努めます。

【原則2 本文および(注)】

- (2) 当組合は、皆さまからいただいた「声(お問合せ・ご相談・ご要望・苦情など)」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2 本文および(注)】

経営者保証にかかる取組方針

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下のURLをご参照ください。

全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

■当組合の本ガイドラインにかかる取組体制については、次頁より記載の通りとなります。

1. ガイドラインを踏まえた当組合の体制

- (1) 融資の相談・申し込み(お客さま)
- (2) 経営者保証に関するガイドラインの説明(営業部門)
- (3) 経営者保証の必要性を検討(営業部門・審査部門)
- (4) 経営者保証の要否にかかる説明(営業部門)
- (5) 保証契約の説明と保証意思の確認(営業部門)※
- (6) 保証契約の締結、融資実行(営業部門)※

※保証契約が必要な場合のみ

2. 経営者保証契約時の対応について

(1)保証契約締結の必要性の検討

以下の事項について確認を行い、どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、また、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかについて、丁寧かつ具体的な説明に努めます。

- ア. 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- イ. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない。
- ウ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- エ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- オ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

(2)適切な保証金額

主に以下の観点から総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。

- ア. 資産および収益の状況、融資額
- イ. 信用状況、物的担保の設定状況
- ウ. 適時適切な情報開示姿勢等

(3)既存の保証契約の見直し

既存の保証契約にかかる変更、解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を実施します。

(4)経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。当JAの苦情等受付窓口(信用事業：0572-21-2170 共済事業：0572-21-2171)(月～金 午前9時～午後5時)

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、弁護士会にはお客様から直接お申し立ていただくことも可能です。

【お客さまがご利用可能な弁護士会】

名 称	電話番号	受 付 日	受 付 時 間
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	058-265-0020	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～16:00

(注)お盆等が休日になる場合があります。詳しくは弁護士会にご確認ください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

(電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問合せください。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

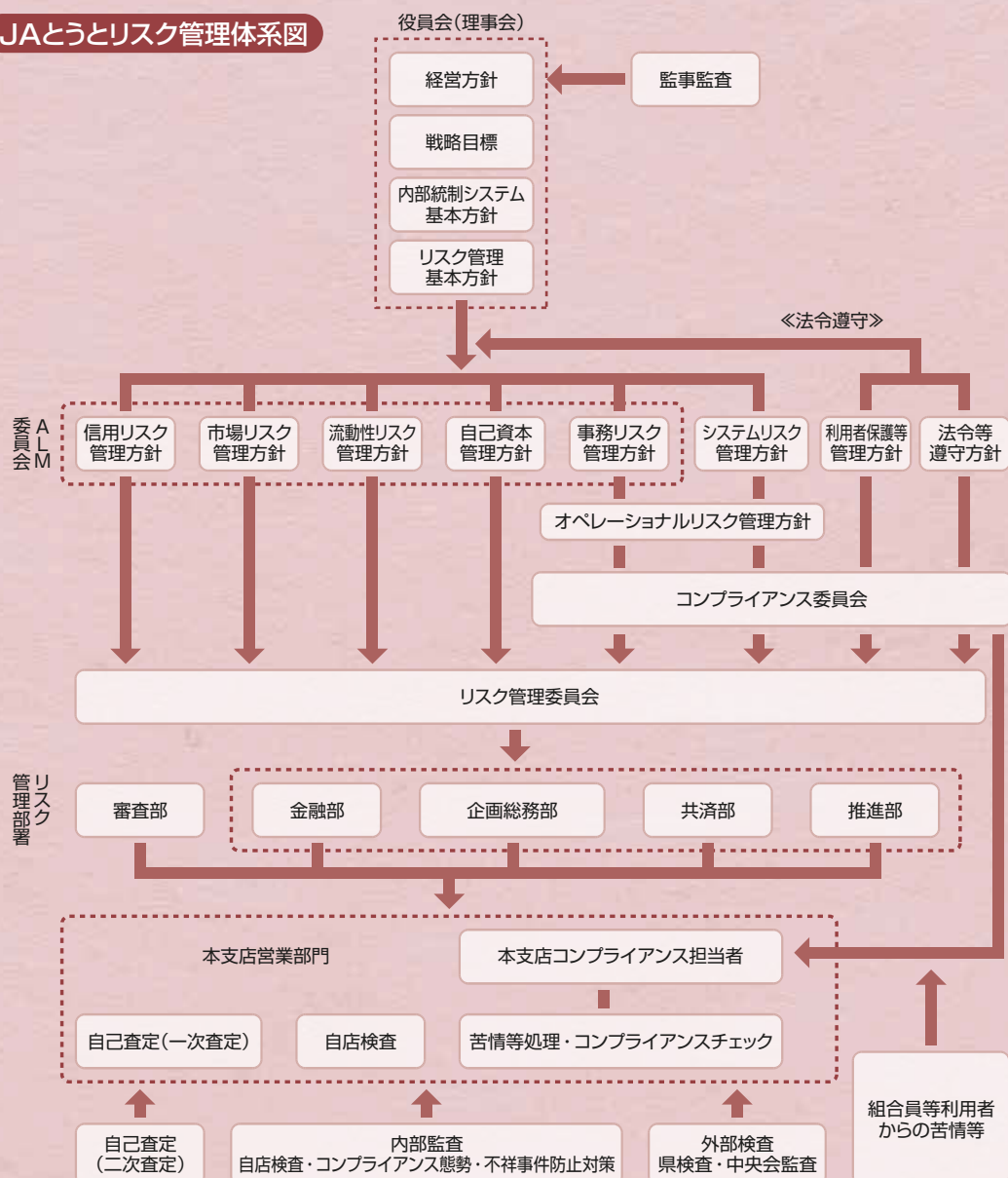
危機管理態勢

当JAにおいて危機事態が発生した場合に、その拡大を最小化するため「危機管理基本方針」(当JAの危機管理規範)を定め、役職員がこの基本方針に従い、危機管理の徹底に万全を期すこととしています。

災害・犯罪・事故・農畜産物の欠陥や公害、これらに起因する信用の失墜等の危機事態が発生した場合においては、人命の確保を第一義とし、有形、無形を問わず当組合の損失を公正な手段により、最小化することを基本行動規範としています。

さらには大規模自然災害等が発生した場合においても、ご利用の皆さま方に便宜がはかれるよう、「事業継続計画(BCP)」に基づき対応することとしています。

JAとうとリスク管理体系図



9 自己資本の状況

自己資本管理方針

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。当JAでは、内部留保の積み増しにより、自己資本の充実に努めており、自己資本比率が国際統一基準の8%を大きく上回っています。また、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、系統BISシステムにより、自己資本比率を的確に算出しています。なお、組織面では、事業推進部門から独立した企画総務部が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスク全般に対応し、組合員の皆さま方や地域の皆さま方のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として位置づけ、内部留保に努めるとともに、不良債権処理や業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、22.25%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

■普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	JAとうと
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,565百万円（前年度 1,568百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

10 主な事業の内容

1 主な事業の内容

信用事業

信用事業は貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として実質ひとつの金融機関として、県単位のみならず全国規模で機能、展開しています。

貯金業務

組合員や利用者の皆さまから、用途・目的に合わせて大切な貯金をお預かりしています。

総合口座・普通貯金・当座貯金・定期貯金（スーパー定期・大口定期等）・定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただいています。ペイオフ対策の商品「普通貯金無利息型（決済用貯金）」の取扱いもいたしております。

また、公共料金、都道府県民税、市町村民税、各種料金のお支払い、年金のお受取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品のご案内

令和8年4月1日現在

種 類	しくみと特色	お預入れ期間	お預入れ金額
主 な 貯 金	総 合 口 座	使う・貯める・借りるの3つの機能を1冊の通帳にセットした便利な口座です。定期貯金・定期積金を担保として、いつでも何回でも自動融資が受けられます。自動融資の最高限度額は定期性貯金担保の場合は300万円です。	自由 1円以上 (1円単位)
	普 通 貯 金	日常の入出金をはじめ、公共料金の自動支払い、給与振込、年金振込の指定口座などにご利用いただけます。	自由 1円以上 (1円単位)
	貯 蓄 貯 金	市場実勢を反映した高利回り商品ですが、決済機能および資金移動に制限があります。	自由 1円以上 (1円単位)
	納 税 準 備 貯 金	納税に備えてご準備いただく貯金です。	自由 引出しは納税時 1円以上 (1円単位)
	通 知 貯 金	まとまった資金の短期運用にご利用ください。	据置7日以上 5万円以上 (1円単位)
	普通貯金無利息型 (決 済 用 貯 金)	貯金保険制度において、全額保護の対象となる決済用貯金です。ただし、「金利は無利息」が条件となる商品です。	自由 1円以上 (1円単位)
定 期 貯 金	自由金利型定期貯金 (ス ー パ ー 定 期)	市場金利を反映した自由金利型の高利回り商品です。	(単利) 1ヶ月以上5年以内 (複利) 3年・4年・5年 1円以上 (1円単位)
	自由金利型定期貯金 (大 口 定 期)	1,000万円以上のまとまった資金の運用にご利用いただけます。市場金利を反映した自由金利型の高利回り商品です。	1ヶ月以上 5年以内 1,000万円以上 (1円単位)
	期日指定定期貯金	お預入れ期間は最長3年、1年の据置期間後なら1ヶ月前までにお申し出いただければ、全額または一部払い出しもできます。	最長3年 据置期間1年 1円以上 300万円未満 (1円単位)
	変動金利定期貯金	市場金利を反映して、6ヶ月ごとに金利が変動する自由金利型の高利回り商品です。	1年・2年・3年 1円以上 (1円単位)
積 立 貯 金	定 期 積 金	一定の日に長期にわたって積み立てて、満期日にまとまった資金をお受取りいただけます。目的に応じ定額式・目標式・通増式・満期分散式・ボーナス併用式の積み立てプランが選べます。	6ヶ月以上 5年以内 1,000円以上 (1円単位)
	積立式定期貯金	定期と積立の2つの良さをプラスし、毎月の積み立てを期日指定定期貯金またはスーパー定期でお預かりいたします。	自由 1円以上 (1円単位)
財 形 貯 蓄 金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方の給与・ボーナスからの天引き貯金です。積み立ての目的は自由です。	3年以上 1円以上 (1円単位)
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得等を目的とする非課税扱いの有利な貯蓄です。住宅の新築、リフォームにご利用ください。 (財形年金貯蓄と合わせて元金550万円まで非課税です。)	5年以上 1円以上 (1円単位)
	財 形 年 金 貯 金	公的年金をおぎなう個人年金としてご利用ください。 (財形住宅貯蓄と合わせて元金550万円まで非課税です。)	5年以上 据置期間6ヶ月以上 5年以内 (年金お受取りは60歳以降) で5年以上20年以内 1円以上 (1円単位)

貸出(融資)業務

組合員の皆さまへのご融資をはじめ、地域住民の皆さまの生活設計や、農業者、事業者の皆さまに必要な事業資金へのお手伝いをさせていただいております。

個人向けの融資として、住宅ローン・マイカーローンを中心に、組合員・地域住民の皆さまのライフスタイルやライフサイクルに応じた各種・多数のローンをご用意し、皆さまの生活設計のお役に立つことを目的としています。

また、農業者・事業者の皆さまには各種制度資金をはじめ、経営に必要な資金や設備資金など短期・長期の事業者向けローンを取りそろえ、皆さまのニーズに合った資金需要にお応えしております。

主なご融資商品のご案内

令和8年4月1日現在

種 類		しくみと特色	ご融資金額	ご融資期間	
				返済期間	据置期間
住宅関連	住 宅 ロ ー ン 住 宅 資 金 (ネット住宅ローン)	ご家族の大きな夢の実現をお手伝いいたします。 住宅の新築・増改築・住宅用土地の購入や建売・中古住宅の購入・借換などに必要な資金に対応します。	1億円以内	50年以内 (据置含む)	12ヶ月以内
	リフォームローン (ネットリフォームローン)	住宅の増改築や改装・補修、耐震改修工事および車庫など住宅に付帯する施設等の建築に必要な資金にお応えいたします。 暮らしの成長に合わせてご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内 (据置含む)	7ヶ月以内
	賃貸住宅ローン	アパート・マンション経営を応援いたします。 賃貸住宅の新築・増改築・改装・補修に要する資金にご利用いただけます。	4億円以内	30年以内 (据置含む)	1年以内
生活一般関連	生 活 一 般 資 金	生活改善のための必要資金として、幅広くご利用いただけます。 資金使途・お申込金額・担保や保証の有無・ご返済計画などの条件に基づいて、審査のうえ決定させていただきます。			
	マイカーローン (ネットマイカーローン)	低金利で暮らしの軽やかフットワークを応援いたします。 自動車の購入・借換や車検費用等にもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内 (据置含む)	2ヶ月以内
	多 目 的 ロ ー ン (ネット多目的ローン)	ライフプランをちょっとリッチに先取りします。 生活に必要なあらゆる用途にお応えする多目的ローンです。	500万円以内	10年以内 (据置含む)	2ヶ月以内
	教 育 ロ ー ン (ネット教育ローン)	伸ばしたいですね、お子様のやる気。 お子様の入学金、授業料など学校納付金や下宿代などにもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内 (据置含む)	卒業予定年月の 末日の 6ヶ月後まで 据置可 最長6年6ヵ月
	カ ー ド ロ ー ン (ネットカードローン)	チャンスを逃さないもうひとつのお財布としてご利用いただけます。 あらゆる用途にご利用いただける極度型ローンです。	300万円以内	—	—
農業関連	営 農 一 般 資 金	農業経営に必要な資金についてご利用いただけます。 資金使途・お申込金額・担保や保証の有無・ご返済計画などの条件に基づいて、審査のうえ決定させていただきます。			
	営 農 ロ ー ン	農業を営む方の新たなチャレンジに応援させていただきます。 営農に必要な極度型のローンです。	300万円以内	—	—
	農 業 制 度 資 金	国や地方自治体の制度に基づき、農業近代化資金・農林漁業金融庫資金などの各種制度資金を取扱います。 資金の種類・使途などにより、ご融資金額や返済期限などの条件が異なります。			
事業関連	事業性一般資金	事業経営に必要な資金についてご利用いただけます。 資金使途・お申込金額・担保や保証の有無・ご返済計画などの条件に基づいて、審査のうえ決定させていただきます。			
	事 業 者 ロ ー ン	事業経営に必要な設備資金(工場・倉庫・店舗・事務所などの新設・増改築など)や、運転資金などにご利用いただけます。	正組合員4億円以内 准組合員1億円以内	設備資金：20年(据置含) 運転資金： 5 年(据置含)	
	岐阜県中小企業 制 度 資 金	岐阜県の制度に基づき、中小企業者の経営の活性化・近代化・合理化及び安定等を目的とした各種の制度資金を取扱います。 資金の種類・使途などにより、ご融資金額や返済期限などの条件が異なります。			

※各種ローンご利用の際にご留意いただく事項

- ご融資種別によっては、指定の保証機関の付保必須条件や、保証機関指定の条件を満たす必要があります。
- ローンの申込に際しては、当JA所定の審査があります。審査の結果ご希望にそえない場合があります。
- 変動金利型ローンは、定期的な利率の見直しをしますが、金融情勢などにより当初借入利率より高くなる場合があります。
- 基金協会保証型小口ローンの場合、事業性の使途または負債整理使途にはご利用できません。
- 上記各種ローンにつきましては、岐阜県農業信用基金協会の保証を利用された場合ですが、他に協同住宅ローン(株)、全国保証(株)の保証取扱いもしておりますので、担保・保証その他の融資条件など、詳しくは最寄りの支店窓口へお気軽にご相談ください。
- JAネットローン(住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、カードローン)の取扱いも行っています。

為替業務

全国のJA・信連・農林中金の各店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して、振込、送金及び手形・小切手等の取立てが安全で確実にできます。(内国為替のお取扱い)

その他の商品

令和8年4月1日現在

種 類	お 取 扱 い 内 容
投 資 信 託	国内外のさまざまな信託商品をお取扱いしております。
国 債 窓 口 販 売	新窓販国債・個人向け国債の窓口販売のお取扱いをいたしております。 また、販売とともに国債の口座管理業務も行っています。
J A カ ー ド	このカード1枚で国内はもとより、海外でもお買物・ご旅行・お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、急に資金がご入用なときは、キャッシングサービスもご利用いただけます。 JAカードには1枚のカードで「JAカード」と「ICキャッシュカード」を兼ねた一体型カードもご選べいただけます。

※「投資信託」は貯金保険の対象外商品です。また、元本や利息の保証はなく、為替変動リスクなどによる資産の価値減少はご契約者であるお客さまのご負担となります。
ご希望の際には取扱店舗窓口にて、リスク等について充分な説明をお受けください。

各種サービス・無料相談

令和8年4月1日現在

種 類	お 取 扱 い 内 容
キャッシュサービス	キャッシュカード1枚で、出金・入金・残高照会が、簡単な操作で、スピーディーにできます。 お取扱いは、全国のJAグループのキャッシュコーナーで利用できるほか、銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行のキャッシュコーナー・コンビニエンスストアでも、現金のお引き出しができます。
JAネットバンクサービス	窓口やATMコーナーまで行かなくても、お手持ちのパソコン(インターネットに接続)や携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替などのサービスをお気軽にご利用いただけます。
各種自動支払サービス	公共料金・各種税金・国民年金掛金・ローン返済金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。 支払期日を忘れて、窓口へ持参するといった心配がなくなります。
各種自動受取サービス	給与・各種年金・配当金などが自動的に指定口座に振り込まれます。 安全で確実にお受け取りができます。
夜 間 金 庫	閉店後のお店の売上げや休日などに現金をお預かりいたします。 翌営業日にご指定の口座に入金させていただきます。
無 料 相 談	顧問弁護士による各種法律相談です。様々なトラブル解決に、お気軽にご相談ください。
税 務 相 談	顧問税理士による相続税や贈与税のほか、資産運用等に関するご相談をお受けしております。
年 金 相 談	顧問社会保険労務士による年金に関するあらゆるご相談に応じます。
介 護 相 談	介護支援専門員、または介護福祉士による介護に関する相談に応じます。

各種手数料一覧

令和8年4月1日現在

			当組合 同一店舗あて	当組合 本支店あて	他金融機関 あて
振込・代金取立手数料	振込手数料 ※1	窓口扱い(電信扱い/文書扱い)	3万円未満 1件につき	無 料	600円
			3万円以上 1件につき	無 料	770円
		ATM扱い	3万円未満 1件につき	無 料	330円
			3万円以上 1件につき	無 料	550円
		定時自動送金	3万円未満 1件につき	無 料	330円
		電子記録媒体扱い(CD・DVD等)	3万円以上 1件につき	無 料	550円
		JAネットバンク(個人)	3万円未満 1件につき	無 料	220円
			3万円以上 1件につき	無 料	330円
		JAネットバンク(法人)	3万円未満 1件につき	無 料	220円
			3万円以上 1件につき	無 料	330円
	給与振込	当組合 本支店あて	1件につき		無 料
		他金融機関あて 法人ネットバンク扱い	1件につき		無 料
		他金融機関あて 媒体扱い(CD・DVD等)	1件につき		110円
		他金融機関あて 窓口(帳票扱い)	1件につき		220円
	地方税扱い	他金融機関あて ※2	1件につき		660円
	送金手数料	当組合 本支店あて	1件につき		440円
		他金融機関あて	1件につき		660円
	代金取立手数料	当組合 本支店あて ※3	1通につき		440円
		他金融機関あて	1通につき		660円
		個別取立 ※4	1通につき		1,100円
その他の為替手数料	送金・振込の組戻料	1件につき			660円
	取立手形組戻手数料	1件につき			660円
	不渡手形返却料	1件につき			660円

貯金業務取扱手数料	貯金残高証明書		定期発行	220円
			都度発行	550円
			任意書式(英文残高証明書含む)	1,100円
	取引履歴明細書	オンライン検索対象分(過去10年間まで)	依頼1件につき550円 +1枚につき11円	
	再発行手数料 ※5	証書	1通につき	1,100円
		通帳	1通につき	1,100円
		キャッシュカード ※6	1通につき	1,100円
		JAカード一体型カード ※6 ※7	1通につき	1,100円
		その他発行カード	1通につき	1,100円
	口座振替手数料 ※8	法人JAネットバンク	1件につき	55円
基本手数料(データ持込毎)		1回につき	2,200円	
電子記録媒体扱い(CD・DVD等)		1件につき	55円	
帳票扱い		1件につき	110円	
定時自動集金・定時自動送金振替手数料			110円	
貸出金業務手数料	貸出金残高証明書		1通につき	220円
	融資証明書(農転用・事業用以外は無料)		1通につき	1,100円
	その他証明書		1通につき	1,100円
	不動産担保調査料(但し、市町村制度資金・近代化資金・農林公庫資金は除く)		一般資金	16,500円
			住宅関連資金	無 料
	住宅ローン(住宅資金)事務取扱手数料		基金協会保証	11,000円
			協同住宅ローン保証	33,000円
			全国保証	55,000円
			JA独自資金	33,000円
	既証書貸付金の金利引下げ要求の場合		1回につき	5,500円
	繰上返済手数料	100万円未満		5,500円
		100万円以上1,000万円未満		33,000円
		1,000万円以上		55,000円
		JAネットバンクの場合		【住宅関連ローン】 繰上返済1回あたりの返済上限額は現在残高の10%(円未満切り捨て)返済下限額は100,000円 無料
				【生活関連ローン】 繰上返済1回あたりの返済上限額は現在残高の50%(円未満切り捨て)返済下限額は50,000円 5,500円
	割引手形(商業手形)	当組合 本文店あて	1通につき	440円
		他金融機関あて	1通につき	660円
個別取立 ※9		1通につき	1,100円	
EBSサービス 月額基本手数料	法人JAネットバンク		残高照会、入出金明細照会、振替・振込、税金・各種料金の振込をご利用される場合	1,100円
			残高照会、入出金明細照会、振替・振込、税金・各種料金の振込に加え、総合振込、給与・賞与振込、口座振替をご利用される場合	1,100円
その他	国債保護預かり		1口座(年間)	無 料
	株式(出資)払込保管証明書		1通目は保管証明額×2.5÷1,000+消費税	
			1通追加ごとに	220円
	共済証書再発行手数料		1通につき	1,100円
	共済契約解約返戻金相当額等証明書		1通につき	550円
	保有個人データの利用目的の通知、または開示の求めに応じる際の手数料 ※10		1件につき	1,100円
	未利用口座管理手数料		1口座(年間)	1,320円
その他の証明書		1通につき	550円	
円貨両替手数料・ あるだけ入金金	紙幣・硬貨の持込または持帰りのうち多い枚数 ※11			
	100枚まで ※12			無 料
	101枚～500枚			330円
	501枚～1,000枚			550円
	1,001枚～2,000枚			770円
	2,001枚～			1,100円 以降1,000枚毎に330円を加算

- ※1 障がいをお持ちの方、または要介護、要支援の認定を受けている方で、ATMでの振込が困難であると申し出された方の窓口振込手数料は、ATM振込手数料です。
- ※2 当組合が取扱い金融機関に指定されている地方税(岐阜県、多治見市、土岐市、瑞浪市)は無料です。
- ※3 同一店舗の小切手・手形は無料です。
- ※4 個別取立は電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるものが対象です。
- ※5 盗難・震災・氏名変更による再発行手数料は無料です。
- ※6 磁気再生不能による再発行は無料です。
- ※7 JAカード一体型の切替は無料です。

- ※8 対象が当組合事業にかかるものは無料です。
- ※9 個別取立は電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるものが対象です。
- ※10 未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりになります。①～④のすべてを満たす口座を対象といたします。
①2021年10月1日以降に開設した口座であること②預入れ・引出し(当該口座のお利息入金や本手数料の引落は除く)、記帳等の利用が2年以上ない口座であること③該当の貯金残高が10,000円未満であること④当組合でお借入れがないこと。
- ※11 両替とみなされる入出金についても両替手数料を申し受けます。
- ※12 一日1回まで無料となります(2回目以降は枚数を通算します)。

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。ご不明な点は、お取引店舗または、当JA窓口までお問い合わせください。

● 共済事業

JA共済は、生命保障と損害保障の両分野の機能を併せ持っています。組合員・利用者の皆さまによりご満足いただけるよう「負担は少なく・安心は大きく」、さらにライフアドバイザーを中心とした十分なサービスと高度な専門性を常に追求しております。

JA共済はこれからも、皆さまの「暮らしのパートナー」として、安心をお届けいたします。

✚ 主な仕組みのご案内

● 長期共済

種 類		内 容 と 特 色
生命総合共済	終 身 共 済	終身共済は、一生涯にわたり万一のときを保障する共済です。特約により、働き盛りにふさわしい大型保障や、充実した医療保障の医療共済をセット加入することにより責任世代を支えます。
	一 時 払 終 身 共 済 (平 28 . 10)	簡単な告知でご加入できる終身共済です。まとまった共済掛金を一括してお支払いいただくことで、一生涯にわたり万一のときを保障します。
	生 存 給 付 特 則 付 一 時 払 終 身 共 済 (平 28 . 10)	簡単な告知でご加入できる終身共済です。一時払終身共済(平28.10)に生前贈与と同じ効果のある機能が追加された一生涯の万一保障です。
	引 受 緩 和 型 終 身 共 済	通院中の方、病歴がある方も、簡単な告知でお申込みいただける一生涯の万一保障です。
	養 老 生 命 共 済	養老生命共済は、病気・ケガによる万一の備えと、計画的な貯蓄が両立できます。さまざまなライフイベントに合わせて、ご自身のためはもちろんのこと、ご家族の生活をサポートします。
	一 時 払 養 老 生 命 共 済	将来の資金づくりと同時に、万一の保障もするプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。
	医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を一定期間又は一生涯にわたって保障します。日帰り入院※からまとまった額の一時金を受け取れます。また、入院日数が所定の日数に達した場合にさらに一時金を受け取れるプランも選択できます。オプションでは手術・放射線治療保障や入院時諸費用保障、先進医療保障、健康祝金支払特則の付加が可能であり、保障を充実することもできます。 ※日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
	引 受 緩 和 型 医 療 共 済	通院中の方、病歴がある方も、簡単な告知でお申込みいただける入院・手術の保障です。
	特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病や重い生活習慣病などに重点的に備える共済です。①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患、④その他の生活習慣病につき、それぞれ1回を限度に、最大4回まで共済金をお受取りになれます。
	生 活 障 害 共 済	病気やケガによる身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる共済です。身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障で、1～4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合に保障します。
	介 護 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	一 時 払 介 護 共 済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。介護共済金のお受取りがなくなってお亡くなりになられた場合には、死亡給付金(一時払共済掛金の額)をお受取りいただけます。
	認 知 症 共 済	認知症に対して、一生涯にわたって備えられる保障です。また、認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。
	定 期 生 命 共 済	一定期間の万一のときの保障をお手頃な共済掛金で保障し、ライフステージに応じた必要十分な万一のときの保障を準備するプランもあります。また、経営者の万一のときの保障と退職金などの資産形成ニーズに応えるプランもあります。
建物更生共済	こ ど も 共 済	健やかな子供の成長は、親の大きな願いです。こども共済は、教育資金の準備や医療共済とセットで加入することにより、入院・手術なども保障でき、お子さまの大きな夢を応援いたします。(給付金の受取り時期にあわせて祝金タイプ・学資金タイプをお選びいただけます。)
	が ん 共 済	がんと闘うための安心を一定期間または一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがん(上皮内新生物を含む悪性新生物)のほか脳腫瘍も対象としています。
	予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金のためのプランです。掛金建てで医師の診査なしの簡単手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。(終身年金タイプ・定期年金タイプをお選びいただけます。)
建 物 更 生 共 済		建物・家財の火災だけでなく、地震や風水害、雪害など自然災害も幅広く保障します。

※上記の表で「万一」とは、死亡または所定の第一級後遺障害状態・所定の重度要介護状態になったときをいいます。

ただし、引受緩和型終身共済、一時払終身共済(平28.10)、生存給付特則付一時払終身共済(平28.10)、一時払養老生命共済は死亡したときをいいます。

●短期共済

種 類	内 容 と 特 色
自 動 車 共 済	お得な共済掛金で、自動車事故に「確かな安心」を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	車両により相手を死亡または、負傷させたときに法律に基づいて賠償金をお支払いします。
火 災 共 済	建物や家財等が火災等で損害を受けたときにお支払いします。
賠 償 責 任 共 済	日常生活に起因して起きた偶然的事故によって賠償責任を負ったことによる損害を保障します。
農 業 者 賠 償 責 任 共 済	農業に関する施設、生産・保管物にかかる賠償責任および生産物の回収費用を保障する幅広い保障です。
傷 害 共 済	日常の様々な事故による死亡・後遺障害・入院・通院時などにお支払いします。

※上記は概要を説明したものです。詳細につきましては、リーフレット、保障設計書、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。

※お支払には所定の要件があります。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 1,023.5%

支払余力は十分な水準となっています。(令和8年3月末)

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令などの対象となります。

【26212640001】

●指導事業

専業農家・営農組織には個々の営農活動において、栽培指導や施肥設計の提案のほか、農産物生産履歴や農業廃棄物問題などについての指導・支援に努めています。また、兼業農家には農作業委託・共同防除など、農作業の軽減化の支援に努めています。

地域農業振興では、農産物直売所等への出荷者育成と既出荷者に対し、出荷量の拡大や品質の向上等を目的として、野菜づくり塾を開講しています。またレジャー農園や学童農園(農業体験学習)などを利用して、農業への理解を次世代に広く深めるよう努めています。

●販売事業

農業を取巻く環境が一段と厳しさを増す中で、行政や関係機関と一体になって生産者から消費者へ新鮮で安全な農畜産物をお届けする事業に取り組んでいます。「安全・安心・良品質」な農畜産物のみを取扱う販売事業活動に努めています。

●購買事業

「安全・安心・健康・環境」を重点に、良品質な購買品のみを選択したうえで、組合員やご利用の皆さまにご提供させていただく購買事業活動を展開しています。

また、取扱品目を見直すことにより商品回転率の良化をめざすとともに、予約注文などの拡大により、新規顧客(利用者)の増加と、一層の効率化と合理化をめざしています。

●その他事業

在宅介護サービスステーション(高齢者福祉対策事業)

住み慣れたこの地・ふるさとで、介護を必要とする皆さま方に、いつまでも安心して暮らしていただくために、介護保険法のもと「訪問介護(ホームヘルプサービス)と居宅介護支援(ケアプラン作成)」の2事業を展開しています。

要支援・要介護者の有する能力に応じて、「自立した日常生活をおくることができるように」を主眼として心のケアも含め、やすらぎの時間を過ごしていただけるよう、サービスの提供に努めています。

「みんなが安心・みんなが幸せ」を合言葉に地域に密着した福祉事業をめざしています。

●お問合せ窓口/JAとうと在宅介護サービスステーション

土岐市土岐口中町4-75 JAとうと 土岐口支店 2F
TEL 0120-201-294 FAX 0572-54-7370

2 系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)

「JAとうと」はこれからも皆さまの大切な財産を守ります。

「JAバンクシステム」の機能発揮

万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の便宜と安心をお届けいたします。
JAバンクはJA・信連・農林中金による実質的にひとつの金融機関として、機能するグループの名称です。
組合員・利用者の皆さまに便利で、安心な金融機関としてご利用いただけるよう、密接な連携をとっています。
グループ体となって個人情報保護態勢・リスク管理体制・ペイオフ・不良債権処理・ITのフル活用による金融サービスの多様化などの環境変化に的確に対応し、常に安心で喜ばれるサービスを提供いたします。

JAバンク・セーフティーネット

より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。
まず、公的制度である「貯金保険制度」。そして「JAバンクシステム」のもと、JAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金」です。この仕組みによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けします。

※貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。
なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

JAバンク・破綻未然防止システム

JAの信頼性を確保するためのシステム(破綻未然防止システム)が継続稼働しています。JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、行政の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準(自己資本比率・業務体制など)が設定され、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックし、適切な改善を早期に行います。この新たな仕組みは、法律(再編強化法)でも裏付けられています。

JAバンク相談所・共済相談所(一般社団法人 日本共済協会)の設置

信用事業並びに共済事業の業務を主にして、組合員の皆さまや利用者・契約者の皆さま方からの苦情等の申し出を受け、その解決等に向けて公正・迅速・誠実に対応するための手続き等を定めています。

この態勢によりご利用・ご契約者の皆さま方のご理解と信頼を深め、皆さま方の正当な利益の保護に、組織を挙げて取り組んでいます。

また、全面施行された個人情報保護法に基づく苦情等受付相談窓口も明示し、ご利用の皆さまの重要な個人情報の取扱いに対して、慎重かつ誠意をもって早期解決に努めます。

個人情報保護法に基づく保護態勢の確立

個人情報保護法のもと個人情報保護態勢の基本方針、利用目的の明示をはじめ、個人情報保護における諸規程を定め、ご利用の皆さま方からご提供いただく重要な個人情報を、万全な態勢で保護させていただくための組織構築をめざしています。

災害等発生時における万全な対応システム(危機管理態勢の確立)

危機事態発生の際に公正な手段により、人的な安全確保と経済的損失の最小化をはかることを目的に、「危機管理基本方針」を定めております。

これにより災害・犯罪・事故・農畜産物の欠陥や公害・これらを起因とする信用の失墜等の危機事態を未然に防ぐ態勢はもちろんのこと、万が一発生した場合の対応要領について定め、全役職員総力を挙げて対応できるよう確立に努めています。

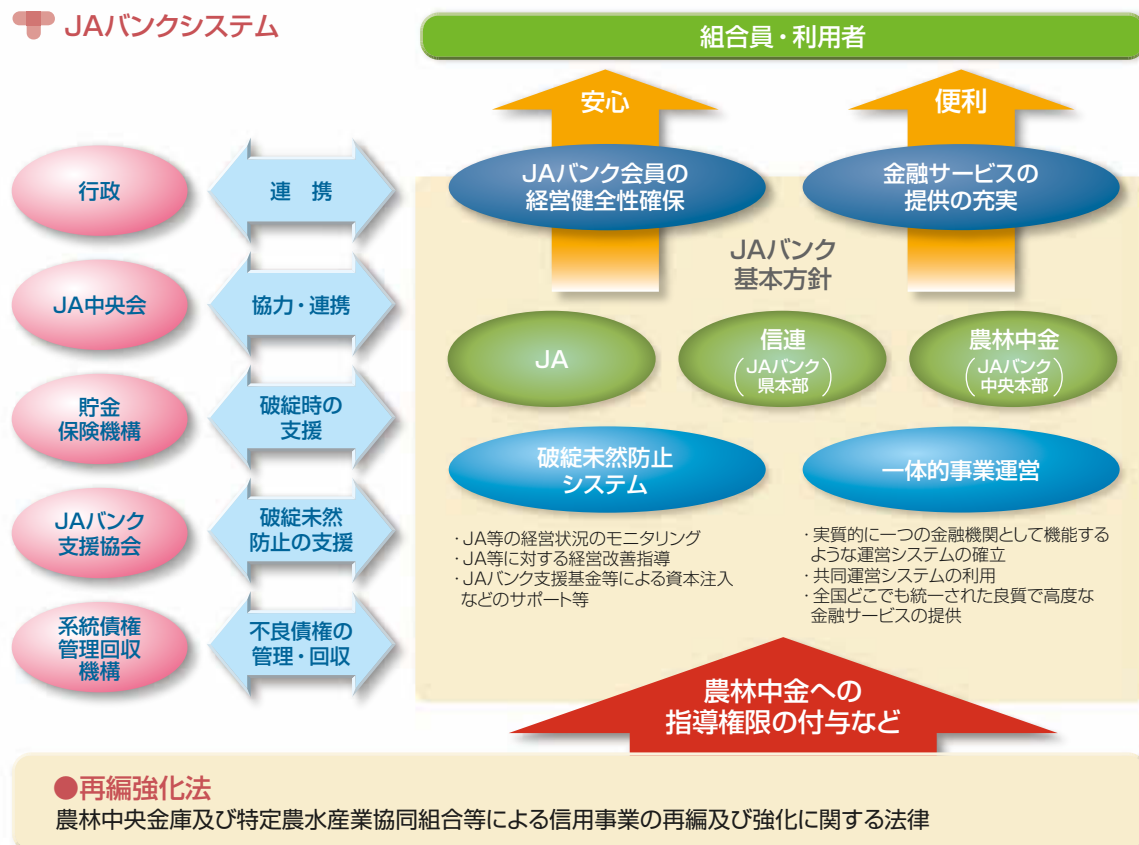


「JAバンク会員マーク」は、「信頼性確保」のための破綻未然防止策や「高度で良質な金融サービスの提供」のためのJAバンクシステムの確立に一体となって取り組むことを、組合員や利用者の皆さまにお知らせするもので、本支店窓口に掲示しています。



3 システムの概要

JAバンクシステム



「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

Point 1

経営状況のチェック(モニタリング)

個々のJAの財務状況、業務体制などについてチェック(モニタリング)を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「JAバンク中央本部」と信連に設置された「JAバンク県本部」が行います。

Point 2

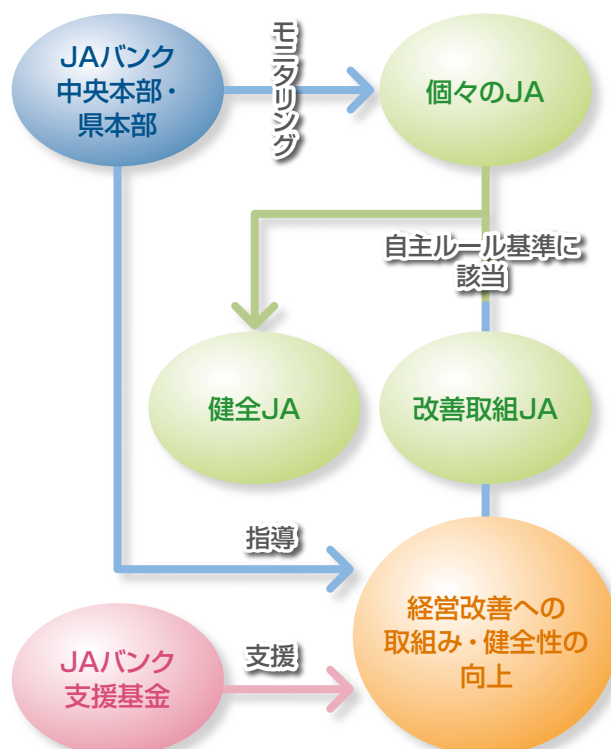
経営改善への取組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAは、その状況に応じた一定の資金運用制限も行いつつ、経営改善への取組みを行います。JAバンク中央本部・県本部は、関係団体と連携し、その取組みを強力にサポートします。

Point 3

JAバンク支援基金によるサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取組みや事業運営形態の見直し(事業譲渡、合併など)を行うJAには、「JAバンク支援基金(JAバンク支援協会)」が必要なサポート(資本注入など)を行います。



4 JAバンク基本方針

「JAバンク基本方針」の概要

I「JAバンクシステム」の基本的方向

JA、信連、農林中金は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「JAバンクシステム」を確立しています。

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、問題の早期発見により経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

II「JAバンク会員」の役割等

1. 農林中金の役割

JAバンクシステムの適切な運営を図るべく、「JAバンク中央本部」を設置し、本方針に基づいてJAバンク会員へ必要な指導を行います。

農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社を適切に運営します。またJA・信連が会計監査人監査を選択した場合、その会計監査人との間で情報連携を図ります。

2. JA・信連の役割

本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守。また、信連は「JAバンク県本部」を設置し、本方針に基づいて管内JAに指導を行うとともに、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営等に取組めます。

3. 中央会との連携

JAバンクシステムの適切な運営のため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農業協中央会と連携を図ります。

III「JAバンク会員」の責務

1. JAバンクの一体的事業運営による金融商品・サービス等の提供
2. JAバンク全体の安全・効率運用の確保に関する基準の遵守
3. 経営状況の報告等（経営管理資料等の提出、資産精査・業務執行態勢の実査）
4. 資金運用制限ルールへの遵守（体制・能力を超えた運用を回避するための基準）
5. 経営改善ルールへの遵守（経費削減、資本増強等の経営改善策を講じるための基準）
6. 組織統合ルールへの遵守（経営改善困難な場合、迅速な組織形態変更にかかる基準）
7. 会計監査人監査等への適切な対応（内部税制の適切な運用による経営の透明性および信頼性の確保）
8. 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守（信用事業再編成計画を策定・実践するための基準）
9. 指定支援法人への財源拠出（同法人に対する負担金拠出等にかかる基準）

IV「JAバンク会員」が享受するメリット

1. 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
2. 全国統一されたシステムの利用、機能・商品の取扱い
3. 「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
4. 指定支援法人の支援

V 基本方針等を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

本方針を遵守しない会員に対して、勧告・警告を行い、改善が認められない場合は、会員からの強制脱退等、ペナルティー措置を講じます。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行います。

経営資料

I 決算の状況	30
1. 貸借対照表	30
2. 損益計算書	31
3. キャッシュ・フロー計算書	32
4. 注記表	33
5. 剰余金処分計算書	42
6. 部門別損益計算書	43
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
8. 会計監査人の監査	45
II 損益の状況	46
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	46
4. 受取・支払利息の増減額	46
III 事業の概況	47
1. 信用事業	47
2. 共済取扱実績	52
3. 農業関連事業取扱実績	53
4. 介護事業取扱実績	53
5. 指導事業	53
IV 経営諸指標	54
1. 利益率	54
2. 貯貸率・貯証率	54
V 自己資本の充実の状況	55
1. 自己資本の構成に関する事項	55
2. 自己資本の充実度に関する事項	56
3. 信用リスクに関する事項	58
4. 信用リスク削減手法に関する事項	67
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	68
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	68
7. CAVリスク(※)に関する事項	68
8. マーケット・リスク(※)に関する事項	68
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	69
10. 出資等または株式エクスポージャーに関する事項	70
11. リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	71
12. 金利リスクに関する事項	72

1 貸借対照表

資 産 の 部

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
1. 信用事業資産	445,887,757	443,254,906
(1)現金	2,228,981	1,615,566
(2)預金	330,322,875	315,914,043
系統預金	330,322,827	315,913,974
系統外預金	48	69
(3)有価証券	49,592,783	58,657,247
国債	3,590,678	5,987,803
社債	30,249,358	31,634,548
株式	5,365,267	7,165,642
受益証券	9,332,479	12,698,496
投資証券	1,055,000	1,170,756
(4)貸出金	62,463,621	65,277,359
(5)その他の信用事業資産	1,893,831	2,325,240
未収収益	1,735,098	2,239,294
その他の資産	158,733	85,946
(6)債務保証見返	-	3,000
(7)貸倒引当金	△614,336	△537,550
2. 共済事業資産	3,125	3,167
(1)その他の共済事業資産	3,125	3,167
3. 経済事業資産	188,852	215,283
(1)経済事業未収金	108,904	120,999
(2)棚卸資産	77,872	92,123
購買品	56,624	55,406
その他の棚卸資産	21,248	36,717
(3)その他の経済事業資産	2,135	2,159
(4)貸倒引当金	△61	-
4. 雑資産	1,294,434	1,126,544
5. 固定資産	3,821,661	4,272,755
(1)有形固定資産	3,819,543	4,270,913
建物	4,029,746	3,988,127
機械装置	165,425	165,935
土地	1,587,395	1,568,785
建設仮勘定	290,950	905,825
その他の有形固定資産	1,134,651	1,136,415
減価償却累計額	△3,388,624	△3,494,176
(2)無形固定資産	2,118	1,842
6. 外部出資	18,788,314	18,768,064
系統出資	18,433,940	18,402,740
系統外出資	346,874	357,824
子会社等出資	7,500	7,500
7. 前払年金費用	415,049	507,616
資産の部合計	470,399,195	468,148,337

負 債 の 部

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
1. 信用事業負債	427,603,360	419,035,779
(1)貯金	423,568,975	415,743,277
(2)借入金	3,200,660	2,000,330
(3)その他の信用事業負債	833,725	1,289,171
未払費用	275,371	652,649
その他の負債	557,994	636,521
(4)債務保証	-	3,000
2. 共済事業負債	642,055	627,502
(1)共済資金	262,562	253,673
(2)未経過共済付加収入	377,501	372,246
(3)共済未払費用	535	239
(4)その他の共済事業負債	1,455	1,344
3. 経済事業負債	32,748	31,145
(1)経済事業未払金	31,100	31,022
(2)その他の経済事業負債	1,647	122
4. 雑負債	307,170	408,738
(1)未払法人税等	85,168	179,941
(2)資産除去債務	50,942	37,815
(3)その他の負債	171,058	190,981
5. 諸引当金	522,028	459,869
(1)賞与引当金	129,277	138,666
(2)退職給付引当金	184,242	136,344
(3)役員退職慰労引当金	38,145	35,806
(4)特例業務負担金引当金	170,364	149,052
6. 繰延税金負債	1,343,451	2,808,065
負債の部合計	430,450,815	423,371,100

純 資 産 の 部

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
1. 組合員資本	36,468,078	37,648,474
(1)出資金	1,568,182	1,565,942
(2)資本準備金	19,247	19,247
(3)再評価積立金	3,002	3,002
(4)利益剰余金	34,886,886	36,068,353
利益準備金	3,684,430	3,684,430
その他利益剰余金	31,202,456	32,383,923
税効果調整積立金	172,605	172,605
施設整備積立金	800,000	800,000
農業施設整備積立金	200,000	200,000
特別積立金	28,150,000	29,100,000
当期末処分剰余金	1,879,851	2,111,317
(うち当期剰余金)	(1,110,342)	(1,243,479)
(5)処分未済持分	△9,240	△8,070
2. 評価・換算差額等	3,480,302	7,128,762
(1)その他有価証券評価差額金	3,480,302	7,128,762
純資産の部合計	39,948,380	44,777,236
負債の部及び純資産の部合計	470,399,195	468,148,337

2 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日)	令和7年度 (自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日)
1. 事業総利益	4,323,030	4,577,408
事業収益	5,957,234	6,189,221
事業費用	1,634,203	1,611,813
(1) 信用事業収益	4,656,384	4,874,466
資金運用収益	3,339,972	4,311,682
(うち預金利息)	(1,632,049)	(2,198,483)
(うち有価証券利息)	(770,171)	(809,571)
(うち貸出金利息)	(594,652)	(638,390)
(うちその他受入利息)	(343,100)	(381,673)
役務取引等収益	168,013	167,004
その他事業直接収益	498,804	202,562
その他経常収益	649,592	395,778
(2) 信用事業費用	1,278,768	1,219,886
資金調達費用	322,046	982,585
(うち貯金利息)	(311,151)	(970,543)
(うち給付補填備金繰入)	(1,626)	(2,751)
(うち借入金利息)	(4,837)	(2,834)
(うちその他支払利息)	(4,430)	(6,455)
役務取引等費用	72,515	75,803
その他事業直接費用	994,260	—
その他経常費用	△110,052	161,497
(うち貸倒引当金戻入益)	(△301,472)	(△51,746)
信用事業総利益	3,377,615	3,654,579
(3) 共済事業収益	903,550	878,779
共済付加収入	832,005	798,541
その他の収益	71,544	80,238
(4) 共済事業費用	31,980	29,963
共済推進費	26,570	24,977
共済保全費	472	454
その他の費用	4,936	4,531
共済事業総利益	871,569	848,816
(5) 購買事業収益	307,024	366,101
購買品供給高	282,024	348,543
購買手数料	16,971	15,504
その他の収益	8,027	2,053
(6) 購買事業費用	259,657	317,352
購買品供給原価	237,566	292,865
購買品供給費	13,848	14,255
その他の費用	8,242	10,231
(うち貸倒引当金戻入益)	(△517)	(△61)
購買事業総利益	47,367	48,749
(7) 販売事業収益	49,399	26,920
販売品販売高	45,444	23,831
販売手数料	2,248	1,660
その他の収益	1,705	1,428
(8) 販売事業費用	37,045	19,667
販売品販売原価	34,098	18,648
その他の費用	2,946	1,019
販売事業総利益	12,354	7,253
(9) 保管事業収益	391	252
(10) 保管事業費用	1,171	908
保管事業総利益	△780	△655
(11) 加工事業収益	574	595
(12) 加工事業費用	—	—
加工事業総利益	574	595

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日)	令和7年度 (自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日)
(13) 利用事業収益	10,140	9,900
(14) 利用事業費用	238	248
利用事業総利益	9,901	9,652
(15) 宅地等供給事業収益	5,313	8,800
(16) 宅地等供給事業費用	124	185
宅地等供給事業総利益	5,189	8,614
(17) 福祉事業収益	18,464	18,016
(18) 福祉事業費用	8,038	7,864
福祉事業総利益	10,426	10,152
(19) その他経済事業収益	2,163	1,998
(20) その他経済事業費用	2,096	1,446
その他経済事業総利益	67	552
(21) 指導事業収入	3,827	3,388
(22) 指導事業支出	15,082	14,290
指導事業収支差額	△11,254	△10,902
2. 事業管理費	3,189,646	3,228,486
(1) 人件費	2,044,633	2,084,544
(2) 業務費	448,131	477,620
(3) 諸税負担金	159,983	174,322
(4) 施設費	524,194	477,402
(5) その他事業管理費	12,702	14,596
事業利益	1,133,384	1,348,921
3. 事業外収益	293,306	297,567
(1) 受取雑利息	6,605	6,903
(2) 受取出資配当金	203,321	223,144
(3) 賃貸料	33,274	31,994
(4) 償却債権取立益	23,201	14,683
(5) 雑収入	26,903	20,840
4. 事業外費用	40,781	14,663
(1) 支払雑利息	21	70
(2) 寄付金	9,035	6,245
(3) 雑損失	31,724	8,347
経常利益	1,385,909	1,631,824
5. 特別利益	1,100	23,184
(1) 固定資産処分益	—	22,610
(2) 一般補助金	1,100	574
6. 特別損失	6,653	43,135
(1) 固定資産処分損	24	1,202
(2) 固定資産圧縮損	1,100	—
(3) 減損損失	5,528	1,259
(4) 建物等解体費用	18,047	40,674
税 引 前 当 期 利 益	1,380,355	1,611,873
法人税・住民税及び事業税	228,669	348,801
法 人 税 等 調 整 額	41,344	19,592
法 人 税 等 合 計	270,013	368,393
当 期 剰 余 金	1,110,342	1,243,479
当 期 首 繰 越 剰 余 金	761,125	867,838
税効果調整積立金取崩額	8,383	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,879,851	2,111,317

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日)	令和7年度 (自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	1,380,355	1,611,873
減価償却費	214,743	179,196
減損損失	5,528	1,259
固定資産除去損	24	1,202
貸倒引当金の増減額	△301,990	△76,847
賞与引当金の増減額	3,416	9,389
退職給付引当金の増減額	△64,858	△47,897
前払年金費用	△84,685	△92,566
役員退職慰労引当金の増減額	△2,412	△2,339
特例業務負担金引当金の増減額	△33,389	△21,312
信用事業資金運用収益	△2,826,118	△4,252,754
信用事業資金調達費用	322,046	982,585
受取雑利息及び受取出資配当金	△209,926	△230,047
支払雑利息	21	70
有価証券関係損益	△628,959	△432,625
固定資産売却損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△1,107,078	△2,771,456
預金の純増減	18,500,000	15,100,500
貯金の純増減	△15,914,871	△7,825,697
信用事業借入金の純増減	198,141	△1,200,330
その他の信用事業資産の純増減	44,433	△14,984
その他の信用事業負債の純増減	△40,018	24,226
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	△65,792	△8,888
未経過共済付加収入の純増減	△10,107	△5,255
その他の共済事業資産の純増減	△1,287	△41
その他の共済事業負債の純増減	△3,360	△407
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△970	△12,094
棚卸資産の純増減	△14,583	△14,251
支払手形及び経済事業未払金の純増減	8,077	△77
その他の経済事業資産の純増減	△356	△23
その他の経済事業負債の純増減	1,506	△1,524

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日)	令和7年度 (自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	△8,146	174,866
その他の負債の純増減	51,864	1,019
未払消費税等の増減額	△9,474	13,528
信用事業資金運用による収入	2,825,729	3,746,622
信用事業資金調達による支出	△194,061	△603,967
小 計	2,033,437	4,208,374
雑利息及び出資配当金の受取額	203,242	223,071
雑利息の支払額	2	12
法人税等の支払額	△252,050	△254,028
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,984,632	4,177,430
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△8,966,638	△5,967,812
有価証券の売却による収入	8,102,991	1,100,346
有価証券の償還による収入	806,301	1,329,108
補助金の受入れによる収入	1,100	0
固定資産の取得による支出	△1,109,892	△649,831
固定資産の売却による収入	△6,085	39,690
外部出資による支出	△9,350	△10,950
外部出資の売却等による収入	—	31,200
3. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,181,573	△4,128,248
財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	37,324	42,512
出資の払戻しによる支出	△47,941	△52,588
持分の取得による支出	△9,240	△8,070
持分の譲渡による収入	8,873	9,240
出資配当金の支払額	△62,749	△62,012
4. 財務活動によるキャッシュ・フロー	△73,733	△70,918
5. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
6. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	729,325	△21,737
7. 現金及び現金同等物の期首残高	2,536,340	3,173,357
現金及び現金同等物の期末残高	3,265,665	3,151,620

4 注記表

(1) 令和6年度 注記表

I 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
移動平均法に基づく償却原価法により行っています。
- (2) その他の有価証券
時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。
また、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理(売却原価は移動平均法により算定)しております。

2 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。

4 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。
ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。
また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づき、定額法により償却しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権、その他要注意先債権及び要管理先債権については、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は816,583千円です。
- (2) 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度において費用処理しています。
過去勤務費用は発生年度において費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。

また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

9 その他採用した重要な会計方針

(1) 事業別収益・費用の内部取引の処理方法

損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。また、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産合計	172,605千円
繰延税金負債合計	1,516,057千円
貸借対照表に計上した繰延税金負債の純額	1,343,451千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に理事会決定した中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲

得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っておりま
す。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の
経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期
及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算
書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与え
る可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合
には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資
産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 5,528千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グ
ループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較するこ
とにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実
施しております。

減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位に
ついては、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフロー
から概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとし
て識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フ
ローについては、令和7年3月に理事会決定した中期経営計画等
を基礎として算出しており、中期経営計画等以降の将来キャッ
シュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出
しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の
影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える
可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

①信用事業資産にかかる貸倒引当金 614,336千円
②経済事業資産にかかる貸倒引当金 61千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資
産の償却引当基準に則り、計上しています。

貸倒引当金を計上するにあたっては、資産査定を実施し、当組合
の貸出先または経済事業未収取引先の状況等に基づき債務者
区分を行っています。

また、担保及び保障等により保全措置が講じられているものにつ
いては、担保等の処分可能見込額を算出しております。

これらの債務者区分または処分可能見込額の算出は、将来の不
確実な経営環境の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重
要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、362,718千円です。その内訳は、次のと
おりです。

建物 136,875千円
構築物 14,133千円
機械装置 60,216千円
土地 150,394千円
車両・運搬具 1,100千円

2 担保に供した資産等

定期預金5,300,000千円を為替決済の担保に差し入れています。

3 子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、36,835千円です。
子会社等に対する金銭債務は、70,726千円です。

4 理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、47,029千円です。
金銭債務はありません。

5 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上
延滞債権額及び貸出条件緩和債権額並びにその合計額は次のとおりです。

	金 額(千円)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	729,110
危 険 債 権	370,296
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	13,645
合 計	1,113,052

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

イ.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更
生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に
陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

ロ.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないもの
の、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の
回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生
債権及びこれらに準ずる債権を除く。)をいう。

ハ.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の
翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれ
らに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいう。

ニ.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ること
を目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、
債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上
延滞債権に該当しないものをいう。

Ⅳ 損益計算書にかかる注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額 3,936千円
うち事業取引高 3,936千円
(2) 子会社等との取引による費用総額 3,234千円
うち事業取引高 354千円
うち事業取引以外の取引高 2,880千円

2 減損損失の内容

(1) 資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合は管理会計の単位を基本的に施設ごとに、また、遊休資産、
賃貸固定資産および業務外固定資産については、各固定資産
を最小単位としてグルーピングしております。

なお、本店はJA全体の共用資産とし、各統括部は配下部署への
指示命令部署にあるため、配下部署を含めた統括地区の共用
資産としております。また、各経済店舗は、その営業範囲の地域
の農業の維持振興のための営農・購買事業を支えていることから
、本店または所属統括部の共用資産としております。

(2) 当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産
の種類ごとの内訳

(単位:千円)				
場 所	用 途	種 類	減損損失	
泉定林寺 駐車場	土岐市泉町定林寺 字竹ノ越291-3	賃貸	土地	111
旧鶴里 出張所	土岐市鶴里町柿野 970-1	遊休	建物、土地、 その他	4,903
旧曾木 出張所	土岐市曾木町 2322-1	遊休	土地、 建物附属設備	218
土岐市泉町定林寺字大洞 10-18		業務外	土地	116
高山市高根町中洞字鞍ノ尾 944-20他2筆		業務外	土地	179
合 計				5,528

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

泉定林寺駐車場は賃貸用固定資産として使用されていますが、
使用価値が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可
能価額まで減額し減損損失として認識しました。

旧鶴里出張所並びに旧曾木出張所は、平成31年3月濃南支店
への店舗統廃合により、遊休資産となっていることから、帳簿価
額を正味売却価額で評価しその差額を減損損失として認識し
ました。

土岐市泉町定林寺字大洞10-18、高山市高根町中洞字鞍ノ尾
944-20他2筆の土地は、遊休状態にあり当面使用する見込み
がなく、且つ土地の市場価額が下落しているため、帳簿価額を
回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定
資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除し
て算出しております。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかをチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貯金及び借入金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,423,579千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	330,322,875	329,902,550	△ 420,325
有価証券	49,592,783	47,929,801	△1,662,981
満期保有目的の債券	33,739,966	32,076,985	△1,662,981
その他有価証券	15,852,816	15,852,816	—
貸出金	62,463,621	—	—
貸倒引当金	△614,336	—	—
貸倒引当金控除後	61,849,284	61,364,130	△ 485,154
資産小計	441,764,943	439,196,482	△2,568,461
貯金	423,568,975	422,258,364	△1,310,610
負債小計	423,568,975	422,258,364	△1,310,610

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に変わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:千円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額
外 部 出 資	18,788,314

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	330,322,875	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有 目的の債券	1,200,000	1,400,000	900,000	2,050,000	3,200,000	25,150,000
その他有価 証券のうち満期 があるもの	100,000	—	—	—	—	—
貸出金	6,258,074	4,981,113	4,671,150	4,392,110	3,794,986	37,775,748
合 計	337,880,950	6,381,113	5,571,150	6,442,110	6,994,986	62,925,748

・貸出金のうち、当座貸越509,933千円については「1年以内」に含めています。

・貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等590,436千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯金	367,266,001	17,476,738	27,407,974	1,804,325	9,613,935

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価等

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	社 債	300,013	300,060	46
	小 計	300,013	300,060	46
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	3,590,678	3,447,840	△142,838
	社 債	29,849,274	28,329,085	△1,520,189
	小 計	33,439,953	31,776,925	△1,663,028
合 計		33,739,966	32,076,985	△1,662,981

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	社 債	100,000	100,070	70
	受 益 証 券	5,020,645	8,552,439	3,531,793
	株 式	3,286,115	4,961,571	1,675,455
	小 計	8,406,760	13,614,080	5,207,319
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	受 益 証 券	2,110,998	1,835,040	△275,957
	株 式	476,336	403,696	△72,640
	小 計	2,587,334	2,238,736	△348,598
合 計		10,994,095	15,852,816	4,858,721

2 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3 売却したその他の有価証券

当期中に売却したその他の有価証券は、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	372,821	171,200	—
受益証券(ETF)	1,270,442	439,359	—
受益証券(株式投資信託)	660,369	498,804	—
受益証券(公社債投資信託)	5,305,740	—	△ 994,260

4 保有目的区分を変更した有価証券

該当はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規定に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,908,900千円
勤務費用	100,855
利息費用	13,171
数理計算上の差異の当期発生額	△140,000
退職給付の支払額	△263,464
期末における退職給付債務	1,619,463

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,990,163千円
期待運用収益	19,506
数理計算上の差異の当期発生額	943
確定給付企業年金制度への拠出金	46,168
特定退職金共済制度への拠出金	19,831
退職給付の支払額	△226,342
期末における年金資産	1,850,270

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,619,463千円
確定給付企業年金制度	△1,266,152
特定退職金共済制度	△584,117
未積立退職給付債務	△230,807
未認識数理計算上の差異	—
貸借対照表計上額純額	△230,807千円
退職給付引当金	184,242
前払年金費用	△415,049

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	100,855千円
利息費用	13,171
期待運用収益	△19,506
数理計算上の差異の損益処理額	△140,943
出向者負担金受入額	△1,220
退職給付費用	△47,642

(6) 年金資産の主な内訳

①確定給付企業年金制度(全共連)	
一般勘定	100%
②特定退職金共済制度	
債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①割引率	1.55%
②長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	1.09%
特定退職金共済制度	0.76%
③数理計算上の差異の処理年数	1年

2 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は24,750千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩し支払いをしています。

また、令和7年3月における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、174,474千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金	149,471 千円
貸倒償却	25,088
退職給付引当金	52,155
賞与引当金	35,758
役員退職慰労引当金	10,742
固定資産減損額	89,823
ゴルフ会員権償却	11,502
未払事業税	13,804
資産除却債務	14,357
特例業務負担金引当金	48,159
その他	14,416
(小計)	465,280
評価性引当額	△ 292,675
繰延税金資産合計	172,605
繰延税金負債	
(その他有価証券評価差額)	△ 1,378,419)
除去費用資産計上額	△ 6,109
適格合併に伴うみなし配当	△ 12,815
前払年金費用	△ 117,749
その他	△ 963
繰延税金負債合計	△ 1,516,057
繰延税金負債の純額	1,343,451

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.79
住民税均等割等	0.42
評価性引当額の増減	△ 6.49
税率変更による影響	0.07
その他	0.02
差異計	△ 8.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.56%

3 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)は35,427千円増加し、その他有価証券評価差額は34,496千円減少し、法人税等調整額は930千円増加しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 令和7年度 注記表

I 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
移動平均法に基づく償却原価法により行っています。
- (2) その他の有価証券
時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。
また、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理(売却原価は移動平均法により算定)しております。

2 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。

4 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。
ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。
また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づき、定額法により償却しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却引当基準に則り、次のとおり計上しています。
正當先債権、その他要注意先債権及び要管理先債権については、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は817,197千円です。
- (2) 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度において費用処理しています。
過去勤務費用は発生年度において費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和8年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。

また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

9 その他採用した重要な会計方針

(1) 事業別収益・費用の内部取引の処理方法

損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。また、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産合計	174,677千円
繰延税金負債合計	2,982,742千円
貸借対照表に計上した繰延税金負債の純額	2,808,065千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に理事会決定した中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲

得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,259千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に理事会決定した中期経営計画等を基礎として算出しており、中期経営計画等以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

①信用事業資産にかかる貸倒引当金 537,550千円
②経済事業資産にかかる貸倒引当金 —

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却引当基準に則り、計上しています。

貸倒引当金を計上するにあたっては、資産査定を実施し、当組合の貸出先または経済事業未収取引先の状況等に基づき債務者区分を行っています。

また、担保及び保障等により保全措置が講じられているものについては、担保等の処分可能見込額を算出しております。

これらの債務者区分または処分可能見込額の算出は、将来の不確実な経営環境の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、361,002千円です。その内訳は、次のとおりです。

建物	135,159千円
構築物	14,133千円
機械装置	60,216千円
土地	150,394千円
車両・運搬具	1,100千円

2 担保に供した資産等

定期預金5,300,000千円を為替決済の担保に差し入れています。

3 子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、27,708千円です。

子会社等に対する金銭債務は、89,123千円です。

4 理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、16,220千円です。

金銭債務はありません。

5 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額並びにその合計額は次のとおりです。

	金 額(千円)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	660,217
危 険 債 権	293,217
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	7,651
合 計	961,140

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

イ。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

ロ。「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)をいう。

ハ。「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいう。

ニ。「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものをいう。

IV 損益計算書にかかる注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	3,288千円
うち事業取引高	3,288千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	3,351千円
うち事業取引高	471千円
うち事業取引以外の取引高	2,880千円

2 減損損失の内容

(1) 資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合は管理会計の単位を基本に施設ごとに、また、遊休資産、賃貸固定資産および業務外固定資産については、各固定資産を最小単位としてグルーピングしております。

なお、本店はJA全体の共用資産とし、各統括部は配下部署への指示命令部署にあるため、配下部署を含めた統括地区の共用資産としております。また、各経済店舗は、その営業範囲の地域の農業の維持振興のための営農・購買事業を支えていることから、本店または所属統括部の共用資産としております。

(2) 当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

(単位:千円)				
場 所	用 途	種 類	減損損失	
定林寺支店	土岐市泉町定林寺294-2	業務共用	土地、器具・備品	829
旧鶴里出張所	土岐市鶴里町柿野970-1	遊休	土地	429
合 計				1,259

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

定林寺支店は、令和9年度に泉梅ノ木支店と統合し廃店とする計画であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

旧鶴里出張所は、遊休状態にあり、かつ、土地の市場価額が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算出しております。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかをチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,835,115千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	315,914,043	315,440,391	△ 473,652
有価証券	58,657,247	55,900,765	△ 2,756,482
満期保有目的の債券	37,622,352	34,865,870	△ 2,756,482
その他有価証券	21,034,895	21,034,895	—
貸出金	65,277,359	—	—
貸倒引当金	△ 537,550	—	—
貸倒引当金控除後	64,739,808	63,040,867	△ 1,698,940
資産小計	439,311,099	434,382,023	△ 4,929,075
貯金	415,743,277	414,283,061	△ 1,460,216
負債小計	415,743,277	414,283,061	△ 1,460,216

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に変わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:千円)	
	貸 借 対 照 表 計 上 額
外 部 出 資	18,768,064

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	315,914,043	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有 目的の債券	1,600,000	1,600,000	2,350,000	3,500,000	5,050,000	23,700,000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	—	—	—	—	—	—
貸出金	6,419,051	5,312,299	5,200,256	4,443,781	3,882,108	39,488,439
合 計	323,933,094	6,912,299	7,550,256	7,943,781	8,932,108	63,188,439

・貸出金のうち、当座貸越507,547千円については「1年以内」に含めています。

・貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等531,423千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯金	376,374,458	24,009,145	6,315,273	7,742,233	1,302,166

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価等

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	5,987,803	5,545,380	△442,423
	社 債	31,634,548	29,320,490	△2,314,058
	小 計	37,622,352	34,865,870	△2,756,482
合 計		37,622,352	34,865,870	△2,756,482

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	受 益 証 券	5,671,181	12,141,575	6,470,394
	株 式	3,400,059	7,002,332	3,602,272
	小 計	9,071,240	19,143,908	10,072,667
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	受 益 証 券	1,830,297	1,727,677	△102,620
	株 式	181,154	163,310	△17,844
	小 計	2,011,452	1,890,987	△120,465
合 計		11,082,693	21,034,895	9,952,201

2 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3 売却したその他の有価証券

当期中に売却したその他の有価証券は、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	604,616	260,601	—
受益証券(ETF)	442,096	113,096	—

4 保有目的区分を変更した有価証券

該当はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規定に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,619,463千円
勤務費用	89,065
利息費用	25,101
数理計算上の差異の当期発生額	△156,205
退職給付の支払額	△73,832
期末における退職給付債務	1,503,591

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,850,270千円
期待運用収益	20,175
数理計算上の差異の当期発生額	724
確定給付企業年金制度への拠出金	44,874
特定退職金共済制度への拠出金	18,507
退職給付の支払額	△59,690
期末における年金資産	1,874,863

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,503,591千円
確定給付企業年金制度	△1,289,893
特定退職金共済制度	△584,969
未積立退職給付債務	△371,271
未認識数理計算上の差異	—
貸借対照表計上額純額	△371,271千円
退職給付引当金	136,344
前払年金費用	△507,616

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	89,065千円
利息費用	25,101
期待運用収益	△20,175
数理計算上の差異の損益処理額	△156,930
出向者負担金受入額	△1,569
退職給付費用	△64,508

(6) 年金資産の主な内訳

①確定給付企業年金制度(全共連)	
一般勘定	100%
②特定退職金共済制度	
債券	71%
年金保険投資	25%
現金及び預金	4%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①割引率	2.61%
②長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	1.15%
特定退職金共済制度	0.96%
③数理計算上の差異の処理年数	1年

2 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は24,538千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩し支払いをしています。

また、令和8年3月における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、153,856千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金	124,340 千円
貸倒償却	18,455
退職給付引当金	38,681
賞与引当金	39,339
役員退職慰労引当金	10,158
固定資産減損額	87,097
ゴルフ会員権償却	11,502
未払事業税	22,068
資産除却債務	10,728
特例業務負担金引当金	42,286
その他	18,596
(小 計)	423,255
評価性引当額	△ 248,578
繰延税金資産合計	174,677
繰延税金負債	
(その他有価証券評価差額)	△ 2,823,439)
除去費用資産計上額	△ 1,335
適格合併に伴うみなし配当	△ 12,815
前払年金費用	△ 144,010
その他	△ 1,140
繰延税金負債合計	△ 2,982,742
繰延税金負債の純額	2,808,065

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.60
住民税均等割等	0.36
評価性引当額の増減	△ 2.67
その他	△ 0.39
差異計	△ 4.81
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.85%

Ⅸ 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,879,851,049	2,111,317,713
2 任 意 積 立 金 取 崩 額	—	—
計	1,879,851,049	2,111,317,713
3 剰 余 金 処 分 額	1,012,012,854	1,264,000,787
(1) 利 益 準 備 金	—	—
(2) 任 意 積 立 金	950,000,000	1,202,071,545
税 効 果 調 整 積 立 金	—	2,071,545
特 別 積 立 金	950,000,000	1,200,000,000
(3) 出 資 配 当 金	62,012,854	61,929,242
(4) 事 業 分 量 配 当 金	—	—
4 次 期 繰 越 剰 余 金	867,838,195	847,316,926

(注) 1. 出資に対する配当の割合は、次のとおりです。 令和6年度 4% 令和7年度 4%
2. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、取り崩し基準等は次のとおりです。

種 類	目的および取崩基準	積立目標額	積 立 額
税効果調整 積立金	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い部分)について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。ただし、繰延税金負債及び有価証券の評価差額にかかる繰延税金資産に対応する額を除く。繰延税金資産が回収または回収不能と判断した年度において相当額を取り崩す(繰延税金資産の減少分)	—	2,071,545円 (累計額 174,677,024円)
施設整備 積立金	支店等再整備計画に伴う新設店舗用地取得、新設店舗建設及び既存店舗処分にかかる所要資金を確保するために積立を行う。新設店舗用地取得、新設店舗建設及び既存店舗処分に多額の支出を要したとき、その費用の相当額を取り崩す。	8億円	— (累計額 8億円)
農業施設整備 積立金	農業施設等整備に伴う新設農業施設用地取得、新設農業施設建設並びに既存施設の整備及び処分にかかる所要資金を確保するために積立を行う。農業施設用地取得、新設農業施設建設並びに既存施設の整備及び処分に多額の支出を要したとき、その費用の相当額を取り崩す。	2億円	— (累計額 2億円)

3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化の改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
令和6年度 56,000千円 令和7年度 63,000千円

6 部門別損益計算書

(1) 令和6年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費 等
事業収益 ①	5,957,234	4,656,384	903,550	272,079	121,393	3,827	
事業費用 ②	1,634,203	1,278,768	31,980	217,125	91,246	15,082	
事業総利益 (①－②)	4,323,030	3,377,615	871,569	54,953	30,147	△ 11,254	
事業管理費 ④	3,189,646	2,233,193	728,538	147,925	54,979	25,008	
（うち 減価償却費⑤）	210,054	135,185	56,732	15,429	2,149	558	
（うち 人件費⑤'）	2,044,633	1,385,164	498,518	100,675	38,428	21,847	
※うち 共通管理費⑥		260,561	75,704	10,620	7,955	1,235	△ 356,077
（うち 減価償却費⑦）		27,930	8,115	1,138	852	132	△ 38,168
（うち 人件費⑦'）		192,890	56,043	7,862	5,889	914	△ 263,599
事業利益 ⑧ (③－④)	1,133,384	1,144,421	143,031	△ 92,972	△ 24,832	△ 36,262	
事業外収益 ⑨	293,306	208,971	72,816	6,663	4,281	572	
※うち共通分 ⑩		120,685	35,064	4,919	3,684	572	△ 164,926
事業外費用 ⑪	40,781	27,306	12,278	641	480	74	
※うち共通分 ⑫		15,717	4,566	640	479	74	△ 21,478
経常利益 ⑬ (⑧+⑨－⑪)	1,385,909	1,326,087	203,569	△ 86,950	△ 21,031	△ 35,765	
特別利益 ⑭	1,100	804	233	32	24	3	
※うち共通分 ⑮		804	233	32	24	3	△ 1,100
特別損失 ⑯	6,653	4,869	1,414	197	148	23	
※うち共通分 ⑰		4,851	1,409	197	148	23	△ 6,629
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭－⑯)	1,380,355	1,322,022	202,388	△ 87,115	△ 21,154	△ 35,784	
営農指導事業分配賦額⑲		－	－	35,784	－	△ 35,784	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳(⑱－⑲)	1,380,355	1,322,022	202,388	△ 122,899	△ 21,154		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

①共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費、教育情報費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

②配賦割合（①の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	73.18%	21.26%	2.98%	2.23%	0.35%	100.00%
営 農 指 導 事 業	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%

(2) 令和7年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費 等
事業収益 ①	6,189,221	4,874,466	878,779	272,111	160,475	3,388	
事業費用 ②	1,611,813	1,219,886	29,963	229,823	117,848	14,290	
事業総利益 (①-②)	4,577,408	3,654,579	848,816	42,287	42,626	△ 10,902	
事業管理費 ④	3,228,486	2,284,145	715,286	134,551	73,851	20,652	
(うち 減価償却費⑤)	179,196	116,919	45,768	13,210	2,642	654	
(うち 人件費⑤')	2,084,544	1,430,540	493,763	90,625	52,643	16,971	
※うち 共通管理費⑥		214,282	57,879	8,162	6,740	1,044	△ 288,110
(うち 減価償却費⑦)		31,996	8,642	1,218	1,006	156	△ 43,020
(うち 人件費⑦')		141,868	38,319	5,404	4,462	691	△ 190,746
事業利益 ⑧ (③-④)	1,348,921	1,370,434	133,529	△ 92,263	△ 31,224	△ 31,554	
事業外収益 ⑨	297,567	203,191	86,873	4,767	2,529	205	
※うち共通分 ⑩		42,092	11,369	1,603	1,324	205	△ 56,594
事業外費用 ⑪	14,663	11,155	2,748	389	320	49	
※うち共通分 ⑫		10,175	2,748	387	320	49	△ 13,680
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,631,824	1,562,470	217,654	△ 87,885	△ 29,016	△ 31,398	
特別利益 ⑭	23,184	17,243	4,657	656	542	84	
※うち共通分 ⑮		17,243	4,657	656	542	84	△ 23,184
特別損失 ⑯	43,135	26,293	16,775	34	28	4	
※うち共通分 ⑰		894	241	34	28	4	△ 1,202
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,611,873	1,553,420	205,536	△ 87,262	△ 28,501	△ 31,318	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	31,318	-	△ 31,318	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳(⑱-⑲)	1,611,873	1,553,420	205,536	△ 118,581	△ 28,501		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

①共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費、教育情報費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

②配賦割合 (①の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	74.38%	20.09%	2.83%	2.34%	0.36%	100.00%
営 農 指 導 事 業	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%

7 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月24日

陶 都 信 用 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長

古 川 敏 之

8 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

経営資料 ● Ⅱ 損益の状況

1 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益(事業収益)	5,023	4,616	4,815	5,957	6,189
信用事業収益	3,537	3,260	3,536	4,656	4,874
共済事業収益	1,063	962	902	903	878
農業関連事業収益	306	291	279	272	272
その他事業収益	109	99	97	125	163
経常利益	873	1,154	1,208	1,385	1,631
当期剰余金	514	960	897	1,110	1,243
出資金 (出資口数)	1,597 (1,597,230)	1,593 (1,593,491)	1,584 (1,584,404)	1,568 (1,568,182)	1,565 (1,565,942)
純資産額	35,327	36,070	39,930	39,948	44,777
総資産額	480,212	487,764	486,553	470,399	468,148
貯金等残高	440,519	445,219	439,483	423,568	415,743
貸出金残高	65,405	63,891	61,463	62,463	65,277
有価証券残高	36,814	42,287	50,250	49,592	58,657
剰余金配当金額	63	63	62	62	61
出資配当額	63	63	62	62	61
職員数	351	330	312	306	310
単体自己資本比率	21.23	21.07	20.84	21.89	22.25

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。 3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林省告示第2号)に基づき算出しております。

2 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	3,017	3,329	311
役務取引等収支	95	91	△4
その他信用事業収支	264	234	△29
信用事業粗利益	3,377	3,654	276
(信用事業粗利益率)	(0.73)	(0.83)	(0.10)
事業粗利益	4,323	4,577	254
(事業粗利益率)	(0.90)	(0.988)	(0.08)
事業純益	511	1,269	757
実質事業純益	511	1,269	757
コア事業純益	511	1,269	757
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,007	1,066	59

3 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	451,586	3,339	0.74	438,152	4,311	0.98
うち 預 金	344,805	1,975	0.57	326,399	2,580	0.79
うち有価証券	44,058	770	1.74	46,416	1,093	2.35
うち貸出金	62,722	594	0.94	65,336	638	0.97
資金調達勘定	439,313	317	0.07	423,463	976	0.23
うち貯金・定期積金	438,110	311	0.07	422,986	970	0.23
うち借入金	1,203	4	0.40	476	2	0.59
総資金利ざや			0.23			0.28

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金が含まれています。

4 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	106	1,010
うち 預 金	△7	605
うち有価証券	167	322
うち貸出金	△53	43
支 払 利 息	246	660
うち貯金・定期積金	244	660
うち借入金	1	△2
差 引	△140	349

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

1 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	189,496 (43.26)	187,506 (44.33)	△1,989
定 期 性 貯 金	248,456 (56.71)	235,286 (55.62)	△13,170
そ の 他 の 貯 金	148 (0.03)	193 (0.05)	45
合 計	438,101 (100.00)	422,986 (100.00)	△15,114

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	231,972 (100.00)	229,138 (100.00)	△2,834
うち固定金利定期	231,961 (99.99)	229,120 (99.9)	△2,841
うち変動金利定期	11 (0.01)	18 (0.01)	7

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	275	232	△43
証 書 貸 付	61,815	62,904	1,088
当 座 貸 越	496	511	15
割 引 手 形	135	84	△50
合 計	62,722	63,732	1,010

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	48,094 (77.00)	48,492 (74.29)	426
変 動 金 利 貸 出	14,368 (23.00)	16,784 (25.71)	2,415
合 計	62,463 (100.00)	65,277 (100.00)	2,813

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金・定 期 積 金 等	2,601	2,114	△486
共 済 返 戻 金	50	43	△7
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	7,007	6,305	△701
そ の 他 担 保 物	82	48	△33
小 計	9,741	8,512	△1,229
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	19,733	21,277	1,543
そ の 他 機 関 保 証	22,397	23,376	979
個 人 保 証	79	61	△18
そ の 他 保 証	—	—	—
小 計	42,210	44,715	2,505
信 用	10,511	12,049	1,537
合 計	62,463	65,277	2,813

④債務保証の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	—	3,000	3,000
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	3,000	3,000
信用	—	—	—
合 計	—	3,000	3,000

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設備資金	4,900 (7.84)	6,965 (10.67)	2,066
運転資金	7,211 (11.54)	6,753 (10.35)	△458
生活資金	43,493 (69.64)	45,495 (69.70)	2,001
その他	6,855 (10.98)	6,060 (9.28)	△795
合 計	62,463 (100.00)	65,277 (100.00)	2,813

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	382 (0.61)	363 (0.26)	△18
林 業	96 (0.15)	131 (0.09)	34
製 造 業	13,007 (20.85)	13,813 (62.79)	805
鉱 業	84 (0.13)	99 (0.07)	14
建 設 業	4,812 (7.70)	5,118 (3.70)	306
不動産業	4,871 (7.80)	4,785 (3.46)	△85
電気・ガス・熱供給水道業	907 (1.45)	872 (0.63)	△35
運輸・通信業	3,344 (5.35)	3,685 (2.67)	340
卸売・小売・飲食業	3,693 (5.91)	3,944 (2.85)	250
サービス業	11,269 (18.04)	11,695 (8.46)	426
金融・保険業	1,561 (2.50)	1,430 (1.03)	△131
地方公共団体	10,511 (16.83)	11,626 (8.41)	1,115
その他	7,920 (12.68)	7,710 (5.58)	△209
うち個人	7,907 (12.66)	7,698 (5.57)	△209
うち法人	12 (0.02)	12 (0.01)	0
合 計	62,463 (100.00)	65,277 (100.00)	2,813

(注) () 内は構成比 (貸出金全体に対する割合) です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

ア.営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
穀 作	73,001	57,228	△15,772
野菜・園芸	37,698	31,245	△6,452
工 芸 作 物	10,554	9,594	△960
養豚・肉牛・酪農	4,110	2,830	△1,280
養鶏・養卵	13,360	11,690	△1,670
その他農業	31,144	32,824	1,680
合 計	169,868	145,413	△24,454

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前.⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

イ.資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ バ ー 資 金	169,208	145,083	△24,124
農 業 制 度 資 金	660	330	△330
農 業 近 代 化 資 金			
そ の 他 制 度 資 金	660	330	△330
合 計	169,868	145,413	△24,454

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	729	660	△68
危険債権額	370	293	△77
要管理債権額	13	7	△5
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	13	7	△5
小 計 (A)	1,113	961	△151
うち担保・保証付債権額(B)	507	425	△81
担保・保証控除後債権額(C)	605	535	△69
個別計上貸倒引当金残高(D)	596	524	△71
差 引 額(E)=(C)-(D)	9	11	1
一般計上貸倒引当金残高	18	12	△5
正常債権額(F)	61,386	64,358	2,971
債権額合計(G)=(A)+(F)	62,499	65,319	2,819

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 担保・保証付債権額
 農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券(上場公社債、上場株主)及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
 7. 個別計上貸倒引当金残高
 農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
 8. 担保・保証控除後債権額
 農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。
 9. 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

<自己査定債務者区分>

対象債権	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
	貸出金	その他の 債権	
注 意 先	破綻先		
	実質破綻先		
	破綻懸念先		
	要 注 意 先	要管理先	
		その他要注意先	
	正常先		

- 破綻先
 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、約束手払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者
- 破綻懸念先
 現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先
 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
 i 3ヶ月以上延滞債権
 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権
 ii 貸出条件緩和債権
 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先
 要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
 業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

<金融再生法債権区分>

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)
- 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第1号から第3号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

<リスク管理債権>

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権		
危険債権		
三ヶ月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		
正常債権		

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 三月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないもの
- 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権までに掲げる債権以外のものに区分される債権該当

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	258	18	—	258	18	18	2	—	18	12
個 別 貸 倒 引 当 金	658	596	—	658	596	596	524	25	571	524
合 計	916	614	—	916	614	614	537	25	589	537

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	25

(3)内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度				令和7年度	
	仕 向		被 仕 向		仕 向	被 仕 向
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	146,002	87,204,073	612,924	138,048,310	149,305	79,557,533
	3	75	—	—	1	35,306
代金取立為替	36,638	107,363,139	34,686	103,390,002	33,995	89,926,620
	182,643	194,567,287	647,610	241,438,312	183,301	169,519,460
雑 為 替	3	75	—	—	1	35,306
	36,638	107,363,139	34,686	103,390,002	33,995	89,926,620
合 計	182,643	194,567,287	647,610	241,438,312	183,301	169,519,460
	3	75	—	—	1	35,306

(4)有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	2,469	4,869	2,400
地 方 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	28,351	30,802	2,451
株 式	3,710	3,570	△140
そ の 他 の 証 券	9,526	7,173	△2,352
合 計	44,058	46,416	2,358

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	3,590	—	—	3,590
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,298	2,305	5,259	9,103	11,069	1,212	—	30,249
株 式	—	—	—	—	—	—	5,365	5,365
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	10,387	10,387
令和7年度								
国 債	—	—	—	—	5,987	—	—	5,987
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,600	3,950	8,498	8,881	8,091	612	—	31,634
株 式	—	—	—	—	—	—	7,165	7,165
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	13,869	13,869

(5)有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—	—

〔満期保有目的の債券〕

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	300	300	0	0	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	300	300	0	0	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,590	3,447	△142	5,987	5,545	△442
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	29,849	28,329	△1,520	31,634	29,320	△2,314
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	33,439	31,776	△1,663	31,634	29,320	△2,314
合 計		33,739	32,076	△1,662	37,622	34,865	△2,756

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	100	100	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	0	—	—	—
	株式	4,961	3,286	1,675	7,002	3,400	3,602
	その他の証券	8,552	5,020	3,531	12,141	5,671	6,470
	小 計	13,614	8,406	5,207	19,143	9,071	10,072
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	株式	403	476	△72	163	181	△17
	その他の証券	1,835	2,110	△275	1,727	1,830	△102
	小 計	2,238	2,587	△348	1,890	2,011	△120
合 計		15,852	10,994	4,858	21,034	11,082	9,952

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引(法定)

該当する取引はありません。

2 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
終 身 共 済	17,743	127,914,161	17,685	121,152,820
定 期 生 命 共 済	544	5,543,700	595	6,181,240
養 老 生 命 共 済	8,043	32,942,853	7,397	28,854,044
こども共済	5,918	17,059,193	5,691	15,749,593
医 療 共 済	11,491	2,473,550	11,307	2,212,050
が ん 共 済	2,524	438,500	2,643	400,500
定 期 医 療 共 済	692	617,900	648	583,000
介 護 共 済	3,995	8,443,547	3,877	8,311,745
認 知 症 共 済	131		135	
生 活 障 害 共 済	1,330		1,336	
特 定 重 度 疾 病 共 済	763		801	
年 金 共 済	13,689	84,000	13,366	84,000
建 物 更 生 共 済	22,548	314,700,653	21,866	306,272,281
合 計	83,493	493,158,866	81,656	474,051,681

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	11,491	35,497 772,487	11,307	31,754 840,810
が ん 共 済	2,524	14,247	2,643	12,403 45,830
定 期 医 療 共 済	692	2,996	648	2,804
合 計	14,707	52,741 772,487	14,598	46,961 886,640

(注) 金額は年度末の入院共済金額(医療共済上段は入院共済金額、下段は治療共済金額、がん共済及び定期医療共済は入院共済金額)です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	3,995	11,831,752	3,877	11,757,183
認 知 症 共 済	131	254,500	135	266,000
生活障害共済(一時金型)	788	5,463,300	786	5,542,200
生活障害共済(定期年金型)	542	520,540	550	522,340
特 定 重 度 疾 病 共 済	763	981,500	801	1,003,500

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	10,209	5,916,495	9,583	5,447,499
年 金 開 始 後	3,480	1,824,765	3,783	2,094,247
合 計	13,689	7,741,260	13,366	7,541,747

(注) 金額は、年金金額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,407	29,692,010	30,195	2,466	31,140,010	31,895
自 動 車 共 済	9,489	—	558,609	9,951	—	618,647
傷 害 共 済	12,991	40,303,830	23,904	11,641	34,294,490	22,813
賠 償 責 任 共 済	285	—	575	258	—	526
自 賠 責 共 済	1,602	—	26,851	1,720	—	28,718
合 計	26,774	—	640,135	26,036	—	702,603

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3 農業関連事業取扱実績

(1) 購買事業

購買品取扱実績

(単位：千円)

品 目		令和6年度	令和7年度
生産資材	飼 料	49,612	56,815
	肥 料	66,076	70,475
	農 薬	48,493	46,612
	農 業 機 械	49,845	76,822
	購 買 家 畜	40,576	27,034
	そ の 他	85,907	89,820
	小 計	340,512	367,577
生活資材	配 食 専 売 品	80,575	113,978
	食 料 品	4,850	6,303
	電 化 製 品	—	—
	耐 久 消 費 財	131,818	95,199
	衣 料 品	—	—
	保 健 用 品	—	—
	日 用 品	2,342	2,245
	石 油 類	—	—
	ギ フ ト ・ 葬 祭	750	666
	そ の 他	2,370	1,463
	小 計	222,707	221,686
合 計		563,219	589,263

(注) 収益認識に関する会計基準等の適用により、損益計算書上は代理人取引等にかかる取扱高を控除しているため、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業

① 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
米	31,817	55,255
野 菜	26,005	24,687
畜 産	55,996	42,046
合 計	113,819	121,988

② 買取販売品取扱実績

種 類	令和6年度	令和7年度
米	45,444	23,831
合 計	45,444	23,831

4 介護事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
収益	訪 問 介 護 収 益	8,590
	居 宅 介 護 支 援 収 益	9,786
	介 護 認 定 調 査 収 益	88
	小 計	18,464
費用	介 護 労 務 費	7,988
	介 護 雑 費	49
	小 計	8,038

5 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
指 導 収 入	3,827	3,388
指 導 支 出	15,082	14,290
収 支 差 額	△11,254	△10,902

1 利益率

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.29	0.35	0.06
資本経常利益率	3.91	4.75	0.56
総資産当期純利益率	0.23	0.26	0.03
資本当期純利益率	3.13	3.41	0.27

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	14.74	15.70	0.95
	期中平均	14.31	15.44	1.12
貯 証 率	期 末	11.70	14.10	2.40
	期中平均	10.05	10.97	0.91

- (注) 1. 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額	36,406	37,586
うち、再評価積立金の額	1,587	1,565
うち、利益剰余金の額	3	3
うち、外部流出予定額（△）	34,886	36,068
うち、上記以外に該当するものの額	62	61
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△9	△8
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18	12
うち、適格引当金コア資本算入額	18	12
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目	36,424	37,599
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額	1	1
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	300	367
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本	301	368
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等	36,122	37,230
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
定期間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,425	5,821
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	164,964	167,305
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.89	22.25

(注) 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2.当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産 担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3.当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,228	—	—	1,615	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	3,595	—	—	5,999	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,520	—	—	11,636	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	330,398	66,079	2,643	316,846	63,398	2,535
(うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け)	(—)	(—)	(—)	(294)	(88)	(3)
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	32,741	15,108	604	33,511	15,204	608
(うち特定貸付債権向け)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	3,844	2,587	103	4,318	2,973	118
(うちトランザクター向け)	(1)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)
不動産関連向け	24,922	9,069	362	25,340	9,312	372
(うち自己居住用不動産等向け)	(21,746)	(7,066)	(282)	(22,221)	(7,336)	(293)
(うち賃貸用不動産向け)	(2,877)	(1,598)	(63)	(2,794)	(1,612)	(64)
(うち事業用不動産関連向け)	(227)	(329)	(13)	(193)	(279)	(11)
(うちその他不動産関連向け)	(126)	(75)	(3)	(125)	(75)	(3)
(うちADC向け)	(—)	(—)	(—)	(5)	(8)	(0)
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	946	386	15	826	338	13
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	156	122	4	135	109	4
取立未済手形	56	11	0	48	9	0
信用保証協会等による保証付	19,895	1,936	77	21,142	2,069	82
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	5,658	5,658	226	5,455	7,092	283
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	25,005	52,380	2,095	25,213	52,597	2,103
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち農林中央金庫の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー)	(18,100)	(45,251)	(1,810)	18,100	45,251	1,810
(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー)	(150)	(375)	(15)	156	390	15
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち右記以外のエクスポージャー)	(6,754)	(6,753)	(270)	6,956	6,955	278
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(短期STC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち不良債権証券化適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	5,923	6,197	247	6,294	8,377	335
(うちルックスルー方式)	(5,923)	(6,197)	(247)	6,294	8,377	335
(うちマンドート方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち蓋然性方式 250%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち蓋然性方式 400%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過措 置によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	465,895	159,538	6,381	458,384	161,484	6,459
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	465,895	159,538	6,381	458,384	161,484	6,459
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	A		b=a×4%	A		b=a×4%
	5,425		217	5,821		232
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	A		b=a×4%	A		b=a×4%
	164,964		6,598	167,305		6,692

(注) 1. 「リスク・アセット」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,425	5,821
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	217	232
BI	3,617	3,880
BIC	434	465

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞 エクスポージャー
	459,971	62,721	33,902	—	1,103	452,090	65,510	37,694	—	961
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	459,971	62,721	33,902	—	1,103	452,090	65,510	37,694	—	961
農業	95	95	—	—	10	80	80	—	—	9
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	11,553	394	8,717	—	25	11,604	343	9,013	—	24
鉱業	51	—	—	—	—	42	—	—	—	—
建設・不動産業	5,445	1,439	2,602	—	118	5,270	1,363	2,503	—	100
電気・ガス・熱供給・水道業	8,982	28	8,765	—	1	9,096	24	8,872	—	1
運輸・通信業	4,083	96	3,823	—	—	4,393	112	4,116	—	—
金融・保険業	351,447	0	2,196	—	—	337,928	—	2,492	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	5,763	848	4,200	—	160	6,029	670	4,696	—	120
日本国政府・地方公共団体	14,116	10,520	3,595	—	—	17,636	11,636	5,999	—	—
上記以外	474	474	—	—	—	482	482	—	—	—
個人	48,824	48,824	—	—	787	50,783	50,782	—	—	706
その他	9,133	—	—	—	—	8,742	14	—	—	—
業種別残高計	459,971	62,721	33,902	—	1,103	452,090	65,510	37,694	—	961
1年以下	332,556	857	1,300	—		318,862	708	1,602	—	
1年超3年以下	4,293	1,984	2,309	—		6,101	2,144	3,956	—	
3年超5年以下	10,040	4,770	5,269	—		12,516	4,001	8,514	—	
5年超7年以下	11,749	2,632	9,116	—		13,606	4,709	8,896	—	
7年超10年以下	23,000	8,309	14,691	—		22,507	8,396	14,111	—	
10年超	44,256	43,041	1,215	—		45,013	44,400	613	—	
期限の定めのないもの	34,073	1,124	—	—		33,482	1,148	—	—	
残存期間別残高計	459,971	62,721	33,902	—		452,090	65,510	37,694	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- (2) 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- (3) 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	258	18	－	258	18	18	12	－	18	12
個別貸倒引当金	658	596	－	658	596	596	524	25	571	524

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	107	96	－	107	96	－	96	83	－	96	83	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	127	107	－	127	107	－	107	92	－	107	92	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	15	15	－	15	15	－	15	14	－	15	14	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	261	243	－	261	243	－	243	210	25	218	210	25
	上記以外	133	124	－	133	124	－	124	115	－	124	115	－
個 人		11	9	－	11	9	－	9	8	－	－	8	－
業種別計		658	596	－	658	596	－	596	524	25	571	524	25

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+ D))
現金	0	2,228	－	2,228	－	－	－
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	3,595	－	3,595	－	－	－
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	10,520	－	10,520	－	－	－
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	330,398	－	330,398	－	66,079	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	32,741	－	31,856	－	15,108	47
（うち特定貸付債権向け）	20～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	45～100	3,837	69	3,257	6	2,587	79
（うちトラザクター向け）	45	(－)	(18)	(－)	(1)	(0)	(45)
不動産関連向け	20～150	24,922	－	23,347	－	9,069	39
（うち自己居住用不動産等 向け）	20～75	(21,746)	(－)	(20,324)	(－)	(7,066)	(35)
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	(2,822)	(－)	(2,677)	(－)	(1,598)	(60)
（うち事業用不動産 関連向け）	70～150	(227)	(－)	(219)	(－)	(329)	(150)
（うちその他不動産 関連向け）	60	(126)	(－)	(126)	(－)	(75)	(60)
（うちADC向け）	100～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
劣後債券及び その他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	374	0	355	0	386	109
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	133	－	132	－	122	92
取立未済手形	20	56	－	56	－	11	20

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
信用保証協会等による保証付	0～10	19,895	－	19,627	－	1,936	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	5,658	－	5,658	－	5,658	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	25,004	－	25,004	－	52,380	209
（うち重要な出資のエク スポージャー）	1250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー）	250～400	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	(18,100)	(－)	(18,100)	(－)	(45,251)	(250)
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	250	(150)	(－)	(250)	(－)	(375)	(250)
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権 を保有している他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係 るエクスポージャー）	250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決 権を保有していない他の 金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち右記以外のエク スポージャー）	100	(6,753)	(－)	(6,753)	(－)	(6,753)	(100)
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（短期STC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち不良債権証券化適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うちSTC・不良債権証券 化適用対象外分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	－	5,923	－	5,923	－	6,197	105
未決済取引	－					－	
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)	－					－	
合計(信用リスク・アセットの額)	－					159,538	

(注)最終化されたパーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

【令和7年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+ D))
現金	0	1,615	－	1,615	－	－	－
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	5,999	－	5,999	－	－	－
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	11,636	－	11,636	－	－	－
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	316,846	－	316,846	－	63,398	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150	(294)	(－)	(294)	(－)	(88)	(30)
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	33,510	7	32,727	0	15,204	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	45～100	4,312	63	3,752	6	2,973	79
（うちトラザクター向け）	45	(－)	(28)	(－)	(28)	(1)	(45)
不動産関連向け	20～150	25,340	－	24,094	－	9,312	39
（うち自己居住用不動産等 向け）	20～75	(22,221)	(－)	(21,078)	(－)	(7,336)	(35)
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	(2,794)	(－)	(2,697)	(－)	(1,612)	(60)
（うち事業用不動産 関連向け）	70～150	(193)	(－)	(186)	(－)	(279)	(150)
（うちその他不動産 関連向け）	60	(125)	(－)	(125)	(－)	(75)	(60)
（うちADC向け）	100～150	(5)	(－)	(5)	(－)	(8)	(150)
劣後債券及び その他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	318	－	306	－	338	110
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	118	－	117	－	109	93
取立未済手形	20	48	－	48	－	9	20

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
信用保証協会等による保証付	0～10	21,142	－	20,919	－	2,069	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	5,455	－	5,455	－	7,092	130
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	25,212	－	25,212	－	52,597	209
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	(18,100)	(－)	(18,100)	(－)	(45,251)	(250)
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	(156)	(－)	(156)	(－)	(390)	(250)
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	(6,955)	(－)	(6,955)	(－)	(6,955)	(100)
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（短期STC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち不良債権証券化適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	6,294	－	6,294	－	8,377	133
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－	－	－	－	－
合計(信用リスク・アセットの額)	－	－	－	－	－	－	－

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,595		－		－		－		－		－		3,595
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	10,520		－		－		－		－		－		10,520
外国の中央政等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－
地方三公社向け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	330,398		－		－		－		－		0		330,398
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	5,275		24,930		101		－		－		1,510		31,856
(うち特定貸付債権向け)	(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)
	100%			150%			250%			400%			合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－			－			－			－			－
株式等	－			－			5,658			－			5,658
	45%				75%				100%				合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	1				2,669				581				3,264
(うちトランザクター向け)	(1)				(－)				(－)				(1)
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－		－		－		－		20,118		－		20,324
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－		－		－		－		2,660		－		2,677
	70%			90%			110%			112.50%			合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－			－			－			219			219
	60%					その他					合計		
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	126					－					126		
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け うちADC向け	－				－				－				－
	50%				100%				150%				合計
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	100				87				165				355
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－				119				－				132
	0%			10%			20%			100%			合計
現金	2,228			－			－			－			2,228
取立未済手形	－			－			56			－			56
信用保証協会等による保証付	259			19,326			－			5			19,627

※最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

【令和7年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,999		－		－		－		－		－		5,999	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－	
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計	
我が国の地方公共団体向け	11,636		－		－		－		－		－		11,636	
外国の中央政等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－	
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	
地 方 三 公 社 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計	
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	316,551		294		－		－		－		71		316,846	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(－)		294		(－)		(－)		(－)		(－)		294	
	10%		15%		20%		25%		35%		100%		合計	
カ バ ー ド・ボ ン ド 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計	
法 人 等 向 け (特定貸付債権向けを含む)	6,264		24,740		394		－		1,284		－		32,728	
(うち特定貸付債権向け)	(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)	
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		－	
株 式 等	－		－		5,455		－		－		－		5,455	
	45%		75%		100%		その他		合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	2		3,117		631		6		3,758					
(うちトランザクター向け)	2		(－)		(－)		(－)		2					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	20,904	－	－	－	－	－	－	174	21,078	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	2,684	－	－	－	－	13	2,697		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		186		－		186	
	60%				その他				合計					
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	125				－				125					
	100%				150%				その他				合計	
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	－				5				－				5	
	50%				100%				150%				その他	合計
延 滞 等 向 け (自己居住用不動産等向けを除く。)	86				66				152				1	306
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－				108				－				9	117
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現 金	1,615		－		－		－		－		1,615			
取 立 未 済 手 形	－		－		48		－		－		48			
信用保証協会等による保証付	225		20,688		－		－		4		20,919			
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－			
共 済 約 款 貸 付	－		－		－		－		－		－			

⑦資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	395,216	—	—	392,106	387,146	—	—	384,481
40%～70%	27,927	18	10%	27,819	27,710	28	10%	27,639
75%	2,791	39	10%	2,770	3,530	25	10%	3,511
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	—	—	—	—	—	—	—	—
90%～100%	2,369	—	—	2,299	2,144	7	10%	2,089
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	394	0	10%	384	353	—	—	344
250%	5,658	—	—	5,658	5,455	—	—	5,455
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	5	11	10%	4	5	9	10%	4
合 計	434,363	69	10%	431,043	426,345	71	10%	423,526

(注)最終化されたパーゼルIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	28	9	—	36	7	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	0	—	2	—	—
自己居住用不動産等向け	4	179	—	7	151	—
賃貸用不動産向け	—	15	—	—	12	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	—	0	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	11	—	—	8	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	259	—	—	225	—
合 計	41	475	—	47	405	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には 貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外 の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. クレジット・デリバティブとは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CVA)が、相手方の信用力の低下等により変動するリスクのこと。

8 マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができます。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当組合では、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスク」と定義しています。当該リスクにつきましては、以下のとおり「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理マニュアル」等を策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規程

当組合では、事務リスクを「役職員が関係法令・定款・規約・規程・要領等(以下「諸規程」という。))に定められたとおり事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1) 支店長・事業所長

- 1 正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- 2 事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2) 事業所管部署

- 1 事業所で行う事務処理の助言・指導
- 2 事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- 3 再発防止策の検証・定着状況の確認

(3) 内部監査部署

- ① 支店・事業所等、事務所管部署及びリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ② 事務管理態勢の適切性・有効性の検証及び評価

○システムリスク管理マニュアル

当組合では、システムリスクを「コンピュータシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピュータの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しており、システムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。

リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム(信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム)について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適正な行動がとれるよう具体的な取り組み方策を示しております。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

10 出資等または株式エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	5,365	5,365	7,165	7,165
非上場	18,788	18,788	18,768	18,768
合 計	24,153	24,153	25,933	25,933

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
156	—	—	260	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,675	72	3,602	17

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11 リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	5,923	6,294
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

12 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

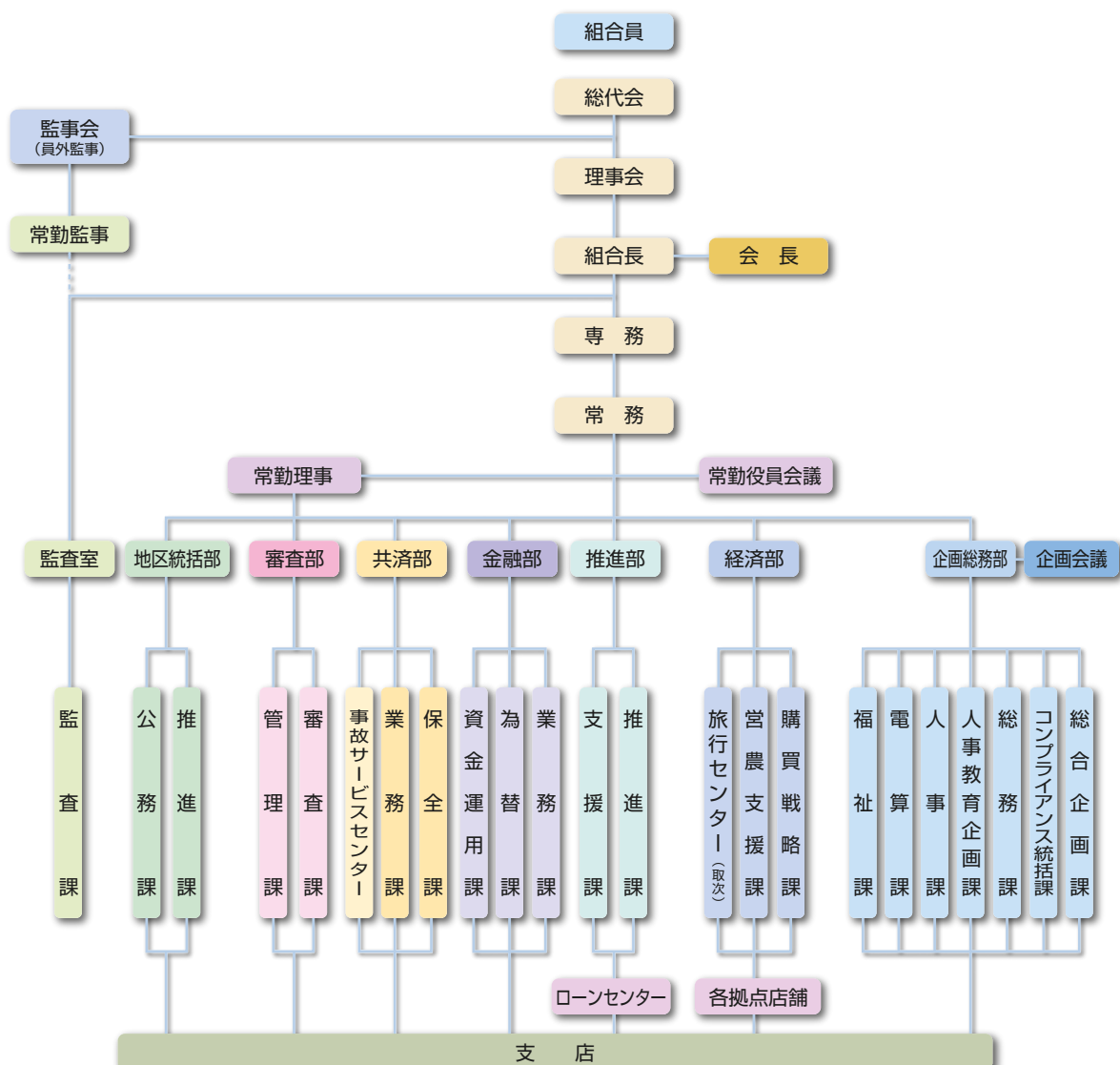
IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	437	639	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	465	631
3	スティープ化	1,579	1,489		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	863	683		
7	最大値	1,579	1,489	465	631
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,122		37,230	

JAとうとの概要

1 地区概況

地 区	面積(km ²)	令和7年4月1日		令和8年4月1日		増 減	
		人口(人)		人口(人)		人口(人)	
多治見市	91.24	104,381		103,255		△1,126	
		男	50,760	男	50,151	男	△609
		女	53,621	女	53,104	女	△517
土 岐 市	116.16	53,925		53,241		△684	
		男	26,259	男	25,984	男	△275
		女	27,666	女	27,257	女	△409
瑞 浪 市	175.00	35,016		34,626		△390	
		男	17,116	男	16,951	男	△165
		女	17,900	女	17,675	女	△225
合 計	382.40	193,322		191,122		△2,200	
		男	94,135	男	93,086	男	△1,049
		女	99,187	女	98,036	女	△1,151

2 JAとうと機構図



3 組合員数と組合員戸数

(単位：人、戸)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員 数	5,237	5,126	△111
個 人	5,219	5,106	△113
法 人	18	20	2
准 組 合 員 数	35,440	36,045	605
個 人	35,299	35,903	604
法 人	141	142	1
合 計 組 合 員 数	40,677	41,171	494
正 組 合 員 戸 数	4,841	4,721	△120
准 組 合 員 戸 数	29,256	29,577	321
合 計 組 合 員 戸 数	34,097	34,298	201

4 出資金

(単位：千円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末	増 減
出 資 金	1,568,182	1,565,942	△2,240

5 役員一覧 理事及び監事の氏名及び役職名(29名)

(令和8年6月24日現在)

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名	役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名
代表理事組合長	常 勤	古 川 敏 之	理 事	非 常 勤	成 瀬 淳 司
代表理事専務	常 勤	八 尾 裕 司	理 事	非 常 勤	櫻 井 富 子
常 務 理 事	常 勤	永 井 英 保	理 事	非 常 勤	伊 東 正 美
常 務 理 事	常 勤	森 川 顕	理 事	非 常 勤	平 松 孝 司
常 務 理 事	常 勤	山 田 好 彦	理 事	非 常 勤	若 尾 治 美
理 事	非 常 勤	中 島 秀 樹	理 事	非 常 勤	東 ヒ ト ミ
理 事	非 常 勤	中 垣 連 次	理 事	非 常 勤	伴 野 義 久
理 事	非 常 勤	市 原 祥 光	理 事	非 常 勤	水 野 直 利
理 事	非 常 勤	兼 松 仁 美	理 事	非 常 勤	水 野 早 苗
理 事	非 常 勤	岩 井 明 代	代表・常勤監事	常 勤	神 谷 邦 仁
理 事	非 常 勤	遠 山 英 俊	監 事	非 常 勤	森 本 幸 正
理 事	非 常 勤	大 塚 伸 一	監 事	非 常 勤	伊 佐 治 孝 文
理 事	非 常 勤	加 藤 晃 一	監 事	非 常 勤	加 藤 重 比 古
理 事	非 常 勤	林 正 子	員 外 監 事	非 常 勤	林 博 史
理 事	非 常 勤	岩 崎 義 昭			

6 職員数

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	増 減
男	137	135	△2
女	169	175	6
合 計	306	310	4
臨 時 雇 用 職 員 等	45	36	△9

7 店舗一覧

営業時間

●9:00~15:00 ○9:00~17:00 □10:00~17:00

■訪問介護9:00~21:00、居宅介護支援9:00~18:00

ATM稼働時間

★8:00~21:00 ★8:00~19:00

※夜間金庫

事業所・事務所

店舗名	所在地	電話番号	営業時間			ATM稼働時間	備考
			平日	土曜	日曜・祝日	平日土曜・日曜・祝日	
本店	〒507-0037 多治見市音羽町3-25-1	0572-21-2000	●	—	—	—	
土岐地区	地区統括部	〒509-5124 土岐市土岐口中町4-75	0572-55-6111	●	—	—	
	土岐津泉支店	〒509-5142 土岐市泉町久尻34-3	0572-54-2121	●	—	—	★
	定林寺支店	〒509-5102 土岐市泉町定林寺294-2	0572-54-3165	●	—	—	★
	土岐口支店	〒509-5124 土岐市土岐口中町4-75	0572-55-2353	●	—	—	★
	肥田支店	〒509-5115 土岐市肥田町肥田2034-6	0572-54-1154	●	—	—	★
	泉梅ノ木支店	〒509-5107 土岐市泉梅ノ木町2-9-2	0572-55-1515	●	—	—	★
	(泉が丘店)	〒509-5161 土岐市泉が丘町4-138			ATM店舗		★
	下石支店	〒509-5202 土岐市下石町112-6	0572-57-6141	●	—	—	★
	妻木支店	〒509-5301 土岐市妻木町1366-1	0572-57-6191	●	—	—	★
	濃南支店	〒509-5311 土岐市鶴里町細野587-1	0572-52-2008	●	—	—	—
多治見地区	(鶴里店)	〒509-5312 土岐市鶴里町柿野970-1			ATM店舗		★
	(曾木店)	〒509-5402 土岐市曾木町2322-1			ATM店舗		★
	駄知支店	〒509-5401 土岐市駄知町1724-1	0572-59-8176	●	—	—	★
	(土岐旭ヶ丘店)	〒509-5403 土岐市肥田町肥田287-406			ATM店舗		★
	多治見支店	〒507-0037 多治見市音羽町3-25-1	0572-25-8000	●	—	—	★
	(池田店)	〒507-0048 多治見市池田町4-157			ATM店舗		★
	川南支店	〒507-0848 多治見市日ノ出町2-10-1	0572-25-8033	●	—	—	★
	姫支店	〒507-0061 多治見市姫町1-95	0572-27-6181	●	—	—	★
	駅前支店	〒507-0033 多治見市本町2-53	0572-22-4131	●	—	—	★
	ホワイット支店	〒507-0826 多治見市脇之島町6-31-2	0572-24-0312	●	—	—	★
瑞浪地区	小泉支店	〒507-0073 多治見市小泉町8-57	0572-27-2111	●	—	—	—
	根本支店	〒507-0078 多治見市高根町2-130-1	0572-27-6011	●	—	—	★
	(旭ヶ丘店)	〒507-0071 多治見市旭ヶ丘8-29-98			ATM店舗		★
	市之倉支店	〒507-0814 多治見市市之倉町8-253-2	0572-22-2165	●	—	—	★
	笠原支店	〒507-0901 多治見市笠原町2105-1	0572-43-2211	●	—	—	★
	(滝呂店)	〒507-0813 多治見市滝呂町7-30			ATM店舗		★
	(滝呂台店)	〒507-0901 多治見市笠原町2455-361			ATM店舗		★
	瑞浪支店	〒509-6101 瑞浪市土岐町108-1	0572-68-5125	●	—	—	★
	(瑞浪駅前店)	〒509-6121 瑞浪市寺河戸町1188-13			ATM店舗		★
	(明世店)	〒509-6132 瑞浪市明世町山野内294-2			ATM店舗		★
経済・その他事業店舗	上野町支店	〒509-6124 瑞浪市一色町6-53	0572-68-4107	●	—	—	★
	稲津支店	〒509-6103 瑞浪市稲津町小里1001-3	0572-68-3158	●	—	—	★
	金戸支店	〒509-6472 瑞浪市釜戸町2988	0572-63-2321	●	—	—	★
	(大湫店)	〒509-6471 瑞浪市大湫町439			ATM店舗		★
	日吉支店	〒509-6251 瑞浪市日吉町4102-2	0572-69-2221	●	—	—	★
	陶支店	〒509-6362 瑞浪市陶町水上721-9	0572-65-2711	●	—	—	★
	(猿爪店)	〒509-6361 瑞浪市陶町猿爪405-1			ATM店舗		★
	経済センター	〒509-6133 瑞浪市明世町戸狩815-1	0572-68-5128	○	—	—	—
	ふれあいパーク浅野	〒509-5113 土岐市肥田浅野町2-5	0572-54-7788	○	○	—	—
	多治見営農センター	〒507-0073 多治見市小泉町8-57	0572-27-2914	○	—	—	—
経済・その他事業店舗	在宅介護サービスステーション	〒509-5124 土岐市土岐口中町4-75 (土岐口支店2階)	0120-201-294	■	■	■	—
	ローン&ライフプランサポートセンター多治見	〒507-0037 多治見市音羽町3-25-1 (多治見支店内)	0120-860-176	□	□	□	—
	ローン&ライフプランサポートセンター瑞浪	〒509-6124 瑞浪市一色町6-53 (上野町支店内)	0120-312-764	□	□	□	—
	経済・その他事業店舗						

●24時間年中無休の事故受付「フリーダイヤル安心サービス」は、フリーダイヤル0120-258931で承ります。

店舗ATM所	土岐市地区	土岐市役所・公共東濃中部医療センター・三起屋
	多治見市地区	西友多治見店・マイン笠原ショッピングプラザ
	瑞浪市地区	瑞浪市役所・ピアゴ瑞浪店

8 沿革

当JAは経済や社会環境の急激な変化の中、地域の活性化に寄与・貢献することを最大の目的として笠原・多治見信用・土岐市信用・瑞浪市の4農業協同組合は平成9年4月1日に合併、新生「陶都信用農業協同組合（JAとうと）」として発足しました。

笠原農業協同組合

●昭和22年11月
笠原農業協同組合 設立

多治見信用農業協同組合

●昭和23年6月
多治見市農業協同組合 設立

●昭和34年3月
池田農業協同組合を吸収合併

●昭和36年4月
姫治農業協同組合の一部を
吸収合併

●昭和38年8月
多治見市信用農業協同組合に
名称変更

●昭和23年11月
小泉農業協同組合 設立

●昭和23年11月
市之倉村農業協同組合 設立

●昭和26年6月
多治見市市之倉農業協同
組合に名称変更

●昭和30年8月
市之倉農業協同組合に
名称変更

●昭和48年6月
市之倉信用農業協同組合に
名称変更

●平成2年4月
多治見市信用農業協同組合、
小泉農業協同組合、
市之倉信用農業協同組合が合併
多治見信用農業協同組合 設立

土岐市信用農業協同組合

●昭和22年11月
泉農業協同組合 設立
土岐津農業協同組合 設立
肥田農業協同組合 設立

●昭和22年11月
下石農業協同組合 設立
妻木農業協同組合 設立
鶴里農業協同組合 設立
細野農業協同組合 設立
曾木農業協同組合 設立
駄知農業協同組合 設立

●昭和40年4月
下石信用農業協同組合に
名称変更
妻木信用農業協同組合に
名称変更
駄知信用農業協同組合に
名称変更

●昭和49年4月
泉農業協同組合、
土岐津農業協同組合、
肥田農業協同組合が合併
土岐市信用農業協同組合 設立

●昭和50年4月
下石信用農業協同組合、
妻木信用農業協同組合、
鶴里農業協同組合、
細野農業協同組合、
曾木農業協同組合、
駄知信用農業協同組合が合併
南土岐信用農業協同組合 設立

●平成5年4月1日
土岐市信用農業協同組合
南土岐信用農業協同組合が合併
土岐市信用農業協同組合 設立

瑞浪市農業協同組合

●昭和22年11月
土岐農業協同組合 設立
瑞浪農業協同組合 設立
稲津農業協同組合 設立
金戸農業協同組合 設立
大湫農業協同組合 設立
日吉農業協同組合 設立
明世農業協同組合 設立
陶農業協同組合 設立

●昭和43年7月1日
土岐農業協同組合、
瑞浪農業協同組合、
稲津農業協同組合、
金戸農業協同組合、
大湫農業協同組合、
日吉農業協同組合、
明世農業協同組合が合併
瑞浪市農業協同組合 設立

●昭和50年4月1日
瑞浪市農業協同組合が
陶農業協同組合を吸収合併

陶都信用農業協同組合

●平成9年4月1日
笠原農業協同組合、多治見信用農業協同組合、土岐市信用農業協同組合、瑞浪市農業協同組合が合併、陶都信用農業協同組合 設立

JAとうと 公式キャラクター誕生

JAとうとの新しいマスコットキャラクターが決まりました。
その名も「ちわんこ」です。美濃焼の茶碗に入った柴犬のちわんこが、
これからさまざまな場面でJAとうとを盛り上げていきます。
皆様どうぞよろしくお願いいたします！

JAとうと公式キャラクター



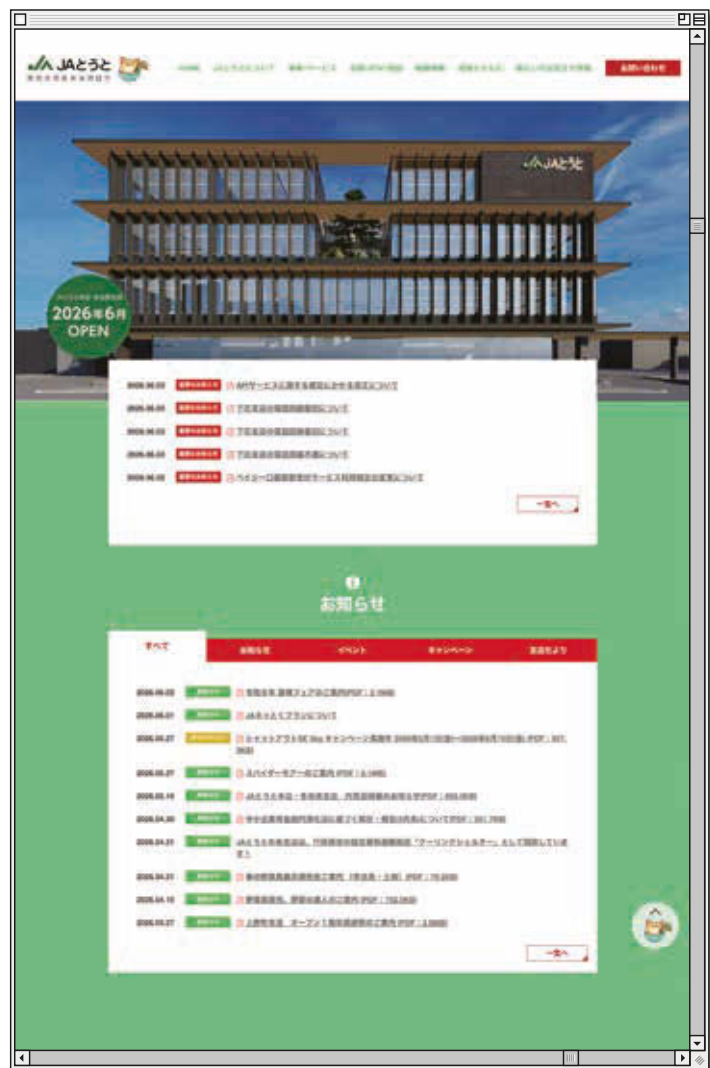
※表紙の写真

撮影協力：美濃陶芸協会顧問 正神 林 正太郎 氏（土岐市下石町）

プロフィール：1947年 岐阜県土岐市下石町に生まれる
1972年 第19回日本伝統工芸展初入選
1979年 日本工芸会正会員になる
2002年 土岐市重要無形文化財「志野」保持者に認定
2003年 美濃陶芸協会副会長に就任
2010年 二宮文化賞受賞

2012年 岐阜県重要無形文化財「志野」保持者に認定
「志野壺」が美濃陶芸永年保存作品として指定
され、とうしん美濃陶芸美術館に収蔵される
2019年 岐阜新聞大賞受賞
2020年 岐阜県功労者表彰
2025年 旭日双光賞受賞

情報満載でフレッシュな
新着情報(トピックス)をお届けいたします。
ぜひお越しください。



アドレスはこちらです。

<https://www.jatouto.or.jp/>

Yahoo!(ヤフー)、Google(グーグル)、MSN(マイクロソフト)などの
検索エンジンを使い、「JAとうと」で検索すると簡単に探し出すことができます。



ご意見・ご要望がありましたら、こちらのメールアドレスまでお寄せください。

jatouto@jatouto.or.jp



陶都信用農業協同組合

本店／〒507-0037 多治見市音羽町3-25-1

TEL.0572-21-2000(代)

FAX.0572-25-8011

ホームページアドレス <https://www.jatouto.or.jp/>

メールアドレス jatouto@jatouto.or.jp

発行／企画総務部

